

令和7年度

保育園入園のてびき

令和6年10月発行



◎保育園申込み前に必ずお読みください。

保育園申込み手続きのほか、入園後の手続きについても記載しています。

このてびきは、蕨市ホームページにも掲載してあります。

ホームページから必要書類のダウンロードもできますので、ご利用ください。

もくじ		
1	保育園とは	2ページ
2	教育・保育給付認定について	3ページ
3	保育時間・延長保育等について	4ページ
4	障害児保育について	5ページ
5	申込みから入園までの流れ	6ページ
6	各月の申込期間について	7ページ
7	申込みに必要な書類	8ページ
8	申込み後の変更等について	10ページ
9	市外保育園等の申込みについて	11ページ
10	利用調整について	12ページ
11	利用者負担額（保育料）等について	14ページ
12	保育予約制のご案内	17ページ
13	その他の保育事業について	18ページ
14	入園後の注意事項について	20ページ
15	よくある質問（Q&A）	21ページ
16	記入例（各様式等）	25ページ
17	蕨市保育園一覧	31ページ

お申込み・お問い合わせは

蕨市 健康福祉部 子ども未来課 保育係

〒335-8501 蕨市中央5丁目14番15号 蕨市役所2階（7番窓口）

TEL 048-433-7758（直通）

開庁時間 午前8時30分～午後5時15分 月曜日～金曜日（祝日、年末年始除く）

1. 保育園とは

保護者が就労などのため、家庭でお子さんの保育ができないとき、保護者に代わって保育する施設です。保育の必要性がなく、単に「集団生活をさせたい」などの理由では利用できません。※茨市にある施設は★印

主な保育園（保育施設）の種類		概要
認可保育所★		定員 20 人以上、0～5 歳児クラス（園により異なる）
地域型保育事業	小規模保育事業所★	定員 6～19 人、0～2 歳児クラス
	事業所内保育事業所	企業が設置する施設等で従業員の子どもと地域の子どもと一緒に保育
認定こども園（保育部分）		幼稚園と保育所の機能や特徴をあわせ持ち、教育と保育を一体的に行う

【保育園の年齢別クラス】

クラス	お子さんの生年月日
5歳児クラス	平成31（2019）年4月2日～令和2（2020）年4月1日生まれ
4歳児クラス	令和2（2020）年4月2日～令和3（2021）年4月1日生まれ
3歳児クラス	令和3（2021）年4月2日～令和4（2022）年4月1日生まれ
2歳児クラス	令和4（2022）年4月2日～令和5（2023）年4月1日生まれ
1歳児クラス	令和5（2023）年4月2日～令和6（2024）年4月1日生まれ
0歳児クラス	令和6（2024）年4月2日以降生まれ

【0歳児クラス受入月齢早見表】※園によって受け入れ可能な月齢が異なります。（31・32ページを参照）

入園月	6 週（4 3 日）	8 週（5 7 日）	3 カ月	5 カ月	6 カ月
4 月	～令和7年2月17日生	～令和7年2月3日生	～令和7年1月1日生	～令和6年11月1日生	～令和6年10月1日生
5 月	～令和7年3月19日生	～令和7年3月5日生	～令和7年2月1日生	～令和6年12月1日生	～令和6年11月1日生
6 月	～令和7年4月19日生	～令和7年4月5日生	～令和7年3月1日生	～令和7年1月1日生	～令和6年12月1日生
7 月	～令和7年5月19日生	～令和7年5月5日生	～令和7年4月1日生	～令和7年2月1日生	～令和7年1月1日生
8 月	～令和7年6月19日生	～令和7年6月5日生	～令和7年5月1日生	～令和7年3月1日生	～令和7年2月1日生
9 月	～令和7年7月20日生	～令和7年7月6日生	～令和7年6月1日生	～令和7年4月1日生	～令和7年3月1日生
1 0 月	～令和7年8月19日生	～令和7年8月5日生	～令和7年7月1日生	～令和7年5月1日生	～令和7年4月1日生
1 1 月	～令和7年9月19日生	～令和7年9月5日生	～令和7年8月1日生	～令和7年6月1日生	～令和7年5月1日生
1 2 月	～令和7年10月19日生	～令和7年10月5日生	～令和7年9月1日生	～令和7年7月1日生	～令和7年6月1日生
1 月	～令和7年11月19日生	～令和7年11月5日生	～令和7年10月1日生	～令和7年8月1日生	～令和7年7月1日生
2 月	～令和7年12月20日生	～令和7年12月6日生	～令和7年11月1日生	～令和7年9月1日生	～令和7年8月1日生
3 月	～令和8年1月17日生	～令和8年1月3日生	～令和7年12月1日生	～令和7年10月1日生	～令和7年9月1日生

2. 教育・保育給付認定について

保育園等の利用を希望する場合は、保育の必要性について、市から「教育・保育給付認定」（以下、「認定」）を受ける必要があります。認定申請は保育施設の入園申込みと同時にすることができ、申請に基づき、認定証を交付します。

※ 認定は、保育園の入園の可否を決定するものではありません。

【教育・保育認定区分】

区分	該当児童	主な利用施設
1号認定	満3歳以上で教育を希望する場合	幼稚園（新制度）、認定こども園（教育部分）
2号認定	満3歳以上で保育を必要とする場合	保育園、認定こども園（保育部分）等
3号認定	満3歳未満で保育を必要とする場合	保育園、小規模保育園、認定こども園（保育部分）等

【保育の必要性の理由・認定期間】

2号認定・3号認定を受けるためには、保護者父母がそれぞれ次の理由のいずれかに該当する必要があります。

理由	内容	認定の最長期間
1 就労	月64時間以上労働することを常態とすること。 ※ 月は4週間で計算します。 ※ 実働時間（休憩、通勤時間を含まない）となります。 ※ 産休中、育児休業中であっても、保育園入園後に就労する方は「就労」となります。 ※ パートタイム就労や夜間の就労、居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としている自営業や在宅勤務の方なども対象となります。	小学校就学前まで ※ <u>育児休業中の方は、利用を開始した月の末日までに復職することが必要となります。</u>
2 出産	出産予定日の前6週（多胎児は14週）から出産後8週であること。 ※ 就労中で産休を取得する方は「出産」ではなく「就労」となります。	出産予定日の前6週（多胎児は14週）の属する月の初日から、出産日から起算して8週間を経過する日の翌日の属する月の末日まで
3 病気・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体に障害を有していること。	小学校就学前まで ※ 疾病、負傷、障害のため保育を必要とする期間
4 看護・介護	長期にわたる病気や心身に障害がある親族を常時（月64時間以上）看護または介護していること。	小学校就学前まで ※ 看護・介護のため保育を必要とする期間
5 災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	小学校就学前まで ※ 災害復旧のため保育を必要とする期間
6 求職活動	求職活動を継続的にやっていること。 ※ 起業の準備やインターンシップも含みます。	利用開始月を含めた2カ月間 ※ 途中で求職に切り替わった場合は、求職となった日から2カ月を経過した日が属する月の末日まで
7 就学	学校教育法に規定する学校等または職業訓練校に在学（月64時間以上）していること。	小学校就学前まで ※ 就学のため保育を必要とする期間
8 虐待・DV	児童虐待のおそれがあると認められる場合やDVにより保育を行うことが困難であると認められる場合。	小学校就学前まで
9 その他	1から8に類する状態にあり、児童を保育することができないと市長が認めたもの。	小学校就学前まで

※ 3号認定の認定期間は、満3歳の誕生日の前々日までとなりますが、2号認定への変更は申請不要です。

※ 保育の必要性の理由がなくなった場合、または認定期間が満了となった場合（3号認定を除く）は、退園となります。

※ 保育園を1日も利用しない月が連続して3カ月を超えた場合は、保育の必要性がないものとして退園となります。

例：5月1日から8月1日までに1日も登園しない場合は、7月末日付で退園となります。

【育児休業中の在園児の継続利用】

育児休業は保育の必要性の理由には当たりませんが、保護者が下のお子さんの育児休業を取得する場合、育児休業の取得前にすでに保育園等を利用していたお子さんについては、蕨市では児童福祉の観点から、育児休業期間中も保育園の継続利用を認めています。その場合、保育必要量の認定は下記のとおり「保育短時間」となり、「保育標準時間」への変更はできません。



【保育必要量の認定】

2号認定・3号認定の方は、保育の必要性の理由や就労の状況等に応じて、「保育短時間」か「保育標準時間」の認定を受けることになります。区分ごとに保育時間や保育料が変わります。

理由 区 分	就 労（実働時間）	病気・障害 看護・介護、就学	災害、出産 虐待・DV	就労（育休中） 求職
保育短時間	○（月64～120時間未満）	○	—	○
保育標準時間	○（月120時間以上）	○	○	—

- ・保護者の就労時間等に基づき、施設が設定する「保育短時間」の利用時間を超えて施設を利用せざるを得ないと市が認める場合は、就労実働時間が月120時間未満であっても「保育標準時間」として認定することができます。（通勤時間等も含めて判断）
- ・就労実働時間が月120時間以上でも、保護者の希望により「保育短時間」認定とすることもできます。

※ 保育必要量の認定の変更を希望する方は、入園承諾後に子ども未来課保育係へご相談ください。

3. 保育時間・延長保育等について

【保育時間】

「保育短時間」は1日8時間、「保育標準時間」は1日11時間まで、各保育園が定めた時間帯の中で、保育を利用することができます。実際の保育時間は、保護者の就労時間や通勤時間等の実態に合わせて、必要な範囲での保育となります。

【延長保育】

- ・認定区分の時間帯を超えて保育を利用する場合は、開所時間の範囲内で延長保育を利用することができます。ただし、公立保育園の場合は、1歳に満たないお子さんは、最長でも18時までの利用となります。
- ・延長保育を利用する場合は、別途、延長保育料がかかります。（16ページ参照）
- ・延長保育時間・延長保育料は、各園によって異なりますので、詳しくは「蕨市保育園・幼稚園ガイドブック」をご確認ください。

《保育利用時間・延長保育時間の例（公立保育園の場合）》

	7:30	8:30	16:30	19:00
保 育 短 時 間	延長保育	利用可能時間（8時間まで）	延長保育	
			18:30	
保 育 標 準 時 間		利用可能時間（11時間まで）		延長保育

【慣らし保育】

入園後はお子さんが新しい環境に慣れるまで「慣らし保育」を行います。「慣らし保育」の開始日や期間、時間は保育園によって異なり、それぞれのお子さんや保護者の方の状況によっても異なる場合があります。

また、保育園に入園した経験があるお子さんや転園の際にも必ず行います。

【休園日】

日曜日、祝日および年末年始（12月29日から1月3日まで）、その他特別な事情のとき

4. 障害児保育について

【対象となる児童】 ※以下の全てを満たす必要があります。

- ・保護者が「保育の必要性の理由」に該当する児童
- ・蕨市に住民登録をしている就学前の児童
- ・障害の程度が一般的に軽度から中程度までと考えられる集団保育が可能で、かつ、日々通園のできる児童
- ・蕨市障害児保育審査委員会が保育園等での保育の実施が可能と認めた児童
または、保育園長が実施する面接等を経て、市長が保育園等での保育の実施が可能と認めた児童

【実施施設および受け入れ人数・保育士の配置】

障害児保育を実施する施設は、市内に所在する保育園とし、受け入れ人数については、それぞれの保育園の状況に応じて、集団保育が適切に実施できる範囲の人数とします。保育士の配置については、保育園の管理者が、保育園を利用する障害児の人数や障害の状況、保育園の状況に応じて、集団保育を適切に実施するために必要な人数の保育士を配置します。

【入園申込み等】

- ・入園は原則として4月入園となります。
- ・入園の申込みについては、8～9ページの「申込みに必要な書類」に加え、「障害児保育利用申込書」をご提出ください。「障害児保育利用申込書」の様式は、子ども未来課窓口で直接お渡しいたします。
- ・入園の決定については、障害の有無にかかわらず「蕨市保育の実施利用調整基準表」に基づき利用調整を行い、入園の内定を受けた保育園長による面接を実施するとともに、必要に応じて審査委員会に諮り、障害児保育の実施の可否を決定します。

【留意事項】

- ・入園が決定した場合、保育園の管理者は必要な保育士を配置することとしておりますが、保育士の確保が困難な場合は、保育士が確保されるまでの間、家庭での保育をお願いすることがあります。（入園承諾通知書は実際に保育園に通うことができるようになってからお送りします。）
- ・保育園は未就学児の発達支援事業（療育等）と併用できます。



保育施設等選びのポイント！

蕨市の保育園については、31・32ページに一覧がありますが、各園の詳しい内容（送迎用駐車場の有無や延長保育料金、保育料以外の諸費用、保護者会の有無など）は「蕨市幼稚園・保育園ガイドブック（以下「ガイドブック」）」に掲載していますので、参考にしてください。ガイドブックは子ども未来課窓口で配布しているほか、蕨市ホームページからもご覧いただけます。

なお、保育施設等を選ぶ際は、ぜひ「幼稚園」や「その他の保育事業」も選択肢に入れてご検討ください。

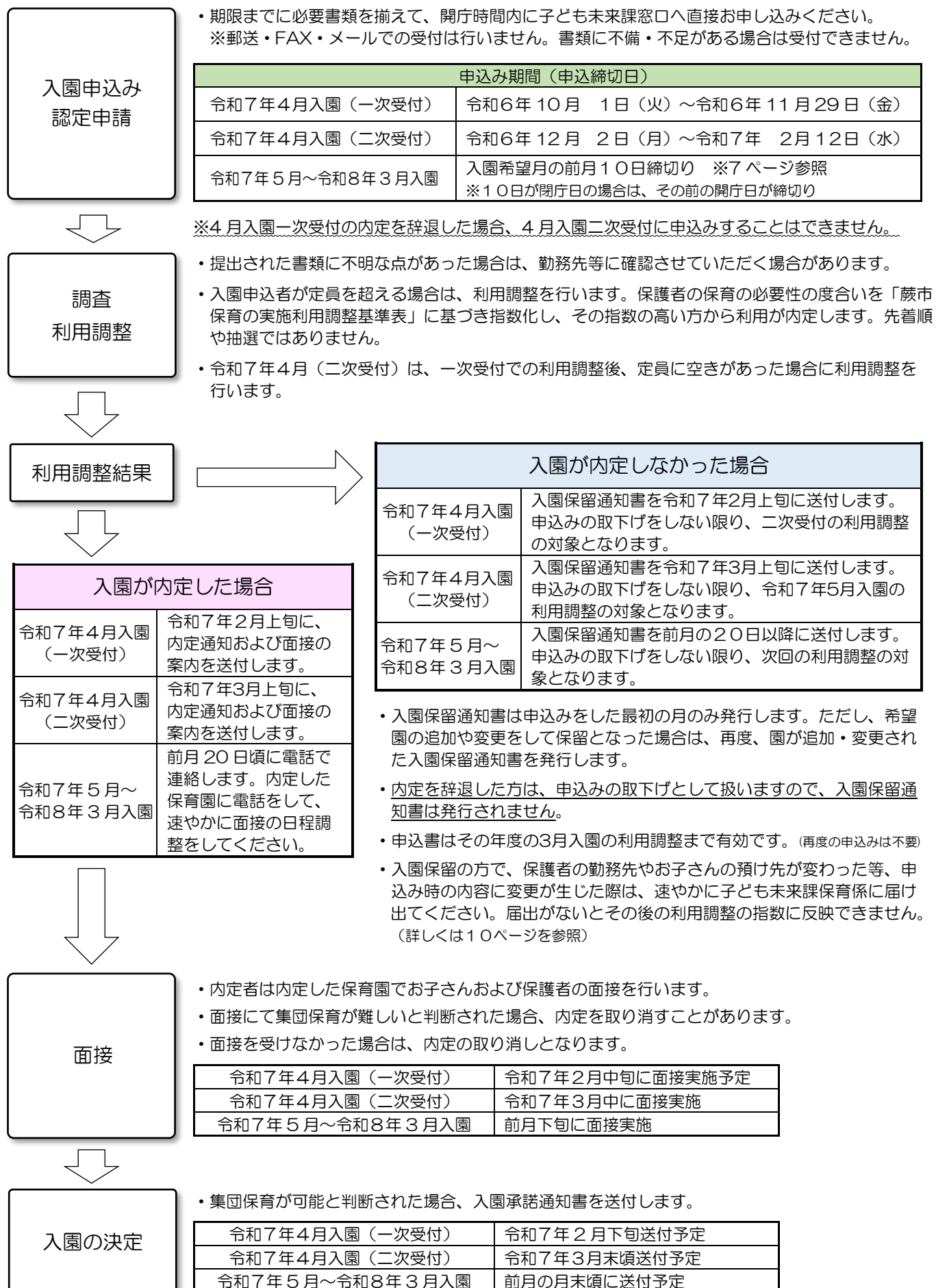
幼稚園では、教育時間の前後に「預かり保育」を実施している園が多くなってきており、幼保無償化の対象にもなることから、働く保護者も利用しやすくなっています。幼保無償化の詳細については、「幼児教育・保育無償化のご案内」を子ども未来課窓口で配布しているほか、蕨市ホームページからもご覧いただけます。市内の幼稚園については、ガイドブックの「④私立幼稚園」をご覧ください。

その他の保育事業としては、一時的保育事業やわらび幼稚園ベビー保育室も定期的な預かりを行っていますので、詳しくは18・19ページをご参照ください。

なお、保育施設等の利用に関するご相談は、蕨市保育・子育てコンシェルジュがお受けしております。予約相談もできますので、ぜひご利用ください。

（子ども未来課保育係 TEL048-433-7758）

5. 申込みから入園までの流れ



6. 各月の申込期間について

各月の申込期間については、下記のとおりです。

5月～12月の入園申込みは、入園希望月の3カ月前の11日から前月10日までとなります。

※11日が閉庁日の場合は次の開庁日、10日が閉庁日の場合はその前の開庁日

入園希望月		申込み期間（申込締切日）
4月入園	一次受付	令和6年10月 1日（火）～令和6年11月29日（金）
	二次受付	令和6年12月 2日（月）～令和7年 2月12日（水）
5月入園		令和7年 2月12日（水）～令和7年 4月10日（木）
6月入園		令和7年 3月11日（火）～令和7年 5月 9日（金）
7月入園		令和7年 4月11日（金）～令和7年 6月10日（火）
8月入園		令和7年 5月12日（月）～令和7年 7月10日（木）
9月入園		令和7年 6月11日（水）～令和7年 8月 8日（金）
10月入園		令和7年 7月11日（金）～令和7年 9月10日（水）
11月入園		令和7年 8月12日（火）～令和7年10月10日（金）
12月入園		令和7年 9月11日（木）～令和7年11月10日（月）
1月入園		令和7年10月 1日（水）～令和7年12月10日（水）
2月入園		令和7年10月 1日（水）～令和8年 1月 9日（金）
3月入園		令和7年10月 1日（水）～令和8年 2月10日（火）

令和7年度の入園申込みの結果が「入園保留」の方で、令和8年度4月以降も入園を希望する場合は、「令和8年度4月入園申込み（秋頃）」が必要となります！



4月入園申込みは申込者が多数となり、利用調整に時間がかかるため、締切日が他の月と異なります。

1～3月入園申込みは令和8年度4月入園申込みと同時にできるよう、申込み開始日が早くなっています。

育児休業中の方の申込みについて

【育児休業中の方が2人以上のお子さんの新規入園を希望する場合】

育児休業は、在園児の保育の継続の場合を除き、保育の必要性の理由には該当しないことから、育児休業中の方が2人以上のお子さんの入園を新規に申込み、利用調整により、兄弟姉妹が「内定」と「保留」に分かれてしまった場合でも、「内定」のお子さんの入園にあたっては、育児休業を終了し、職場復帰していただくことが必要となります。

【育児休業中の方が上のお子さんのみの入園を希望する場合】

育児休業は、在園児の保育の継続の場合を除き、保育の必要性の理由には該当しないことから、育児休業中に上のお子さんのみの入園申込みをすることはできません。

ただし、市外から転入してきた方（転入予定の申込みの方を含む）で、転入前にすでに保育園等を利用していたお子さんについては、下のお子さんの育児休業中に上のお子さんのみの保育園の入園申込みができます。

【希望している保育所等に入園できない場合に育児休業の延長を許容できる場合】

一般的に、育児休業は、お子さんが1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで取得することができますが、「保育所等の入所を希望し、利用を申し込んだものの、当面入所できない場合」に限り、1歳6カ月までに達する日前まで延長することができます。さらに1歳6カ月時点でも、「保育所等の入所を希望し、利用を申し込んだものの、当面入所できない場合」は、2歳に達する日まで育児休業を延長することができます。

育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、育児休業給付金の支給対象期間延長要件をすべて満たすとともに、必要な書類をハローワークに提出する必要がありますので、忘れずに入園申込みをしてください。

また、勤務先によっては独自のルールを設けている場合もありますので、必ず事前に勤務先に育児休業延長に係る手続きを確認してください。詳しくは、23ページのQ12や厚生労働省のホームページ「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」をご参照いただくとともに、利用調整については12ページをご参照ください。

7. 申込みに必要な書類

①保育園入園申込書（蕨市指定様式）

②教育・保育給付認定申請書（蕨市指定様式）

③確認書 1・2（蕨市指定様式）

④保育が必要な状況等を証明するもの

- 保護者（父母）と、同居者全員（65歳以上、未就学・就学中の兄弟姉妹除く）の分が必要です。
※ 保護者には事実婚など、婚姻と同様の状況にある方も含まれます。
※ 同居の親族等は、住民票上は別世帯でも同居している場合（二世帯住宅にお住まいの場合等）は必要となります。
- 同時に2人以上申込む場合は、2人目以降の④の書類はコピーでの提出が可能です。

ご注意！

就労証明書の内容を、勤務先に無断で作成し又は改変を行ったときには、刑法上の罪に問われる場合があります。また、記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効となります。

令和7年4月入園申込みより就労証明書の様式が一部変更となります。
令和6年度の11月以降の随時申込みは、令和6年度以前の様式と令和7年度の様式のどちらでもご利用いただけます。

理由		提出書類
就労	外勤の方	- 就労証明書（国の標準的な様式） ※ 複数の勤務先で就労している方は、それぞれの勤務先の就労証明書が必要です。 ※ 1カ月あたりの就労時間が64時間未満の方は、「確認書1」の「求職活動中の申込みの誓約」に記入し、入園後2カ月以内に就労時間が64時間を超えるようにしてください。 ※ 育児休業中の方は、仕事に復帰した後、就労証明書の再提出が必要となります。また、入園月の末日までに、必ず仕事に復帰していただく必要があります。
	自営の方 ※就労証明書の代表者の名前が本人である場合	- 就労証明書（国の標準的な様式） - 自営業をしていることが客観的に分かる書類のコピー ※ 直近の確定申告書のコピー（←なければ開業届・営業許可書・請負契約書、登記簿謄本等） - 就労時間の実績が客観的に分かる書類のコピー ※ 就労証明書に記載した「就労実績」3カ月のうち最も実績の多い月のタイムカードのコピーなど（なければ、任意の書式を作成。通勤時間、休憩時間、家事の時間を除くこと。）
	就労内定の方	- 就労証明書（国の標準的な様式） ※ 雇用（予定）期間の開始日が証明日より後の日付の就労証明書は就労内定とみなします。 ※ 入園が決定した場合、勤務開始後に就労証明書の再提出が必要となります。
出産		- 母子健康手帳のコピー（保護者氏名、出産予定日の記載ページ） ※ 多胎児の場合、多胎児であることが分かるページのコピー
病気・障害		- 医師の診断書または障害者手帳のコピー ※ 診断書は保護者の方が家庭で保育ができない旨と治療等に要する期間の記載が必要です。
看護・介護		- 看護・介護対象者（親族）の医師の診断書または障害者手帳のコピー等 ※ 診断書は看護・介護が必要である旨と治療等に要する日数（週当たり）期間の記載が必要です。 ※ 「確認書1」の「看護・介護状況の申告」に必要事項をご記入ください。
災害復旧		り災証明書の写し（市民課発行）
求職活動		「確認書1」の「求職活動中の申込みの誓約」に記入 ※ 入園後2カ月以内に就労証明書の提出が必要です。提出されない場合は退園となります。
就学		- 在学証明書 - カリキュラム、時間割等（保育の必要な時間が客観的に分かる書類）
虐待・DV/その他		子ども未来課保育係へご相談ください。

⑤保育料の算定および副食費免除の判定に必要な書類（該当者のみ）

状況	提出書類
海外に在住していた方	- 所得申告書 1年間の収入がわかる書類（給与明細、源泉徴収票、確定申告書、売上帳簿の写し等） ＜令和7年4月入園申込み～8月入園申込みの場合＞ 令和6年1月1日に日本国内に住民登録がない方は令和5年中の収入がわかる書類 ＜令和7年9月入園申込み～令和8年3月入園申込みの場合＞ 令和7年1月1日に日本国内に住民登録がない方は令和6年中の収入がわかる書類

⑥その他の書類（該当者のみ）

状況	提出書類
ひとり親である (離婚調停中等による別居の方を含む)	- 戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの）、児童扶養手当証書のコピー、離婚調停中等である証明（家庭裁判所における事件係属証明書等）など ※ 現に同居している場合（住民票が同一住所の場合など）は、ひとり親家庭とは認められません。 ※ 外国籍の方で上記の書類を提出できない場合は、本国発行の独身証明書等を提出してください。
保育予約制を希望する	「確認書1」の「保育予約制利用の希望」に記入 ※公立保育園0歳児クラスのみ対象
市内保育所等を利用できなかったが、保護者の就労等により、認可外保育施設等へ週3日以上預けている場合	保護者の就労等により、申込み児童が認可外保育施設や職場内保育室等（公立保育園の一時的保育事業、わらび幼稚園ベビー保育室含む）を週3日以上利用していることが分かる書類（在園証明書、保育料の領収書のコピーなど）
蕨市内・戸田市内の保育施設に保育士等として勤務している 注1	- 資格を証明する書類（保育士証、看護師免許証等のコピー） ※ 保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、蕨市または戸田市の市域に所在する保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、入園する日から起算して3年以上勤務する（予定含む）方が対象です。
生活保護を受給している	生活保護受給証明書のコピー
同一世帯内に障害者手帳の交付を受けている、または障害基礎年金を受給者の方がいる	- 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー - 障害基礎年金を受給していることが分かる書類のコピー
お子さん、保護者および同居者の中に外国籍の方がいる	- 在留カードの表面と裏面のコピー ※ 保護者（父母）と同居者全員（65歳以上、未就学・就学中の兄弟姉妹除く）の分が必要です。 ※ 在留資格により就労が認められていない場合、就労・求職を理由に申請することはできません。 ※ お子さんが申請時点で日本にきていない等の理由で住民票がない場合、生年月日が確認できるもの（パスポートのコピーや出生証明書のコピーなど）を提出してください。
転入予定	- 賃貸借契約書・売買契約書等、利用希望月前に蕨市に転入することが分かる書類のコピー ※ 申込受付は、原則、申込日時点でお住まいの自治体となりますので、事前にお住まいの自治体にご相談の上、お申込みください。（11ページ参照）

注1 蕨市と戸田市は「保育士等の優先入所に関する協定」を締結しています。

⑦ 個人番号（マイナンバー）を確認するための書類

教育・保育給付認定申請に関する書類には、個人番号（マイナンバー）の記入が必要となります。申請の際「個人番号確認」と「身元確認」を行いますので、下記の書類をお持ちください。

※「個人番号確認」書類の提示が困難な場合は、市が個人番号をシステム等により確認させていただきます。

ア. 教育・保育給付認定申請者（保護者）本人が申請書を提出する場合

マイナンバーカードをお持ちの方		マイナンバーカードのみで「個人番号確認」と「身元確認」ができます。
マイナンバーカードをお持ちでない方	個人番号確認	通知カード、個人番号が記載されている住民票の写し
	身元確認	顔写真がある身分証明書1点（運転免許証、パスポート等）または、顔写真がない身分証明書2点（公的医療保険の被保険者証、国民年金手帳等）

イ. 代理人（祖父母、友人等）が申請書を提出する場合

代理人の「身元確認」書類および教育・保育給付認定申請者の「個人番号確認」書類と「委任状（任意の様式）」が必要となります。

【留意事項】

- 申込書類はお子さん1人につき1部ずつ必要です。
- 申込書類、添付書類の記載事項に虚偽があった場合は、申込みが無効となります。
- 申込書類、添付書類に不備・不足がある場合は、受付ができません。
- 提出書類の返却、コピーのお渡しはできませんので、控えが必要な方は提出前に各自でコピーをしてください。
- 証明書等は、申込日時点で内容に変更がないものをご提出ください。
- ※ 就労証明書、診断書、在学証明書、在園証明書、戸籍謄本、戸籍届出受理証明は、申込日の3カ月以内に発行されたものに限りします。

8. 申込み後の変更等について

申込締切日（7 ページ参照）以降の不足書類の提出は受け付けておりません。

入園申込みをした後、内容に変更等が生じた場合は、子ども未来課保育係に必要書類を提出してください。（郵送・FAX・メールでの受付は行いません。）下記期限内に提出された場合は、利用調整の指数に反映します。期限後であっても、変更等が生じた場合は、必ず変更届等をご提出ください。（入園保留中の場合も同様）

申込み内容に変更があった場合の利用調整の指数変更の対象となる期限		
令和7年4月入園（一次受付）	令和6年12月10日（火）まで【変更受付のみ】 ※ 希望園の追加・変更は令和6年11月29日（金）まで	左記の提出期限後に提出された変更届の内容は、次の利用調整に反映されます。
令和7年4月入園（二次受付）	令和7年 2月12日（水）まで	
令和7年5月～令和8年3月入園	入園希望月の前月10日まで ※ 10日が閉庁日の場合は、その前の開庁日が締切り	

下記に「変更届」と記載のあるものは、次のとおりです。

すでに教育・保育給付認定証の交付を受けている場合 ⇒ 「教育・保育給付認定変更申請書兼家庭状況変更届」
まだ教育・保育給付認定証の交付を受けていない場合 ⇒ 「保育園入園申込み内容変更届」

変更等の内容例	提出書類
希望園の追加や変更をしたい場合	「保育園入園申込み内容変更届」
保育の必要性の理由に変更があった場合 例）退職し「就労」から「求職」に変わった	「変更届」＋「変更後の保育の必要性の理由に応じた必要書類」
現在の就労状況に変更があった場合 例）勤務先が変わった、就労日数・時間を変更した	「変更届」＋「就労証明書」
就労証明書の「就労実績」の記載がなかった場合、 「就労実績」が増えた場合	就労実績の記載がある「就労証明書」または「給与明細のコピー」
就労等により、お子さんを認可外保育施設や職場内保育室等に週3日以上預けることになった場合	申込み児童が認可外保育施設や職場内保育室等を週3日以上利用していることが分かる書類（在園証明書など）
世帯構成に変更があった場合 例）祖父母と同居した、再婚した	「変更届」 ※ 必要に応じて、追加書類を提出していただくことがあります。
離婚した場合 （離婚調停中等による別居の方を含む）	「変更届」＋「戸籍謄本、戸籍届出受理証明（離婚・死別等の記載のあるもの）、児童扶養手当証書のコピー、離婚調停中等である証明（家庭裁判所における事件係属証明書等）など」
縣市外へ転出した場合	「保育園入園申込み内容変更届」（申込みの取下げ・内定の辞退） ※ 転出予定が決まった段階で事前に子ども未来課保育係へご相談ください。
住民税の申告をした場合（修正申告含む）	子ども未来課保育係へご連絡ください。
申込みや転園の取下げの場合 内定の辞退の場合	「保育園入園申込み内容変更届」（申込みの取下げ・内定の辞退） ※ 内定辞退の場合は、利用調整の同一指数世帯の優先順位において不利になります。
その他「蕨市保育の実施利用調整基準表」の指数に影響のある事項に変更があった場合等は、子ども未来課保育係へご連絡ください。	

【希望園の記入にあたっての注意事項】

- 第1希望以外の保育園に内定する場合がありますので、希望園の記入にあたっては、園までの距離や開園時間など、よく検討した上で希望園を記入してください。施設見学ができる場合もありますので、直接希望園にご相談ください。
- 希望園数に制限はありません。また、希望園の順番は利用調整に影響しませんので、希望する園を希望する順番で記入してください。第1～3希望以上ある場合は、表面の欄外に分かりやすく記入してください。
- 内定した保育園を保護者の都合により辞退した場合、取下げとして扱い、入園保留通知書は発行しません。
- 内定辞退者が発生した場合、追加の利用調整を行うなどの対応をしていますが、辞退の申出時期によっては、追加の利用調整ができず、利用希望者がいるのに空きが生じてしまう場合がありますので、辞退は極力避けてください。



9. 市外保育園等の申込みについて

【蕨市にお住まいの方が蕨市外の保育園等の申込みをする場合】

蕨市に住民登録をしている方が、引越し予定、勤務先がある、里帰り出産、自宅に近いなどの理由で市外の保育園等（認可保育園・小規模保育園・認定こども園等）を希望する場合は、事前に入園希望保育園等のある市区町村の保育担当課に必ず連絡をしてお申込みください。市区町村によっては、市外の方の保育所等の利用を制限している場合等もあります。なお、蕨市から転出予定で申込みをする場合は、転出後に、入園希望市区町村で、再度手続きが必要となります。

申込書等の提出先	蕨市子ども未来課窓口 ※ 原則、提出先は蕨市となりますが、市区町村によっては、直接受付を行っている場合もあります。
申込み締切日	市区町村によって異なります。 ※ 事務処理や郵送の期間を考慮し、入園希望市区町村が定める締切日の概ね1週間前までに蕨市子ども未来課窓口までご提出ください。
提出書類	入園希望市区町村が指定する必要書類 ※ 書類の不備がある場合、入園希望先の市区町村で受理されない可能性がありますのでご注意ください。

【蕨市外にお住まいの方が蕨市内の保育園等の申込みをする場合】

① 蕨市外への転出後も蕨市内の保育園の在園を希望する場合

蕨市民として市内保育園に在園している方が、引越しにより市外に転出する場合、原則として転出日の属する月の翌月末までしか在園できません。転出後も引き続き蕨市の保育園を利用したい場合は、転出後の利用を開始したい月の入園申込期限までに、転出先市区町村から蕨市へ入園申込みをしてください。利用調整により入園の可否を決定します。（③の場合と同じ扱いとなります。）なお、下記※印の場合は、年度末までの在園を認めますが、締切日までに転出先市区町村から入園申込みをしていただく必要があります。

※ 5歳児クラス在園児童については、希望する場合、年度末まで在園できます。

※ 0～4歳児クラス在園児童については、12月2日以降に市外に転出する場合、希望すれば年度末まで在園できます。

② 蕨市に転入予定の方が蕨市の保育園の入園を希望する場合

利用希望月の前月末までに蕨市に転入（住民登録）する場合は、原則として申込締切日時時点で住民登録のある市区町村（以下「在住市区町村」）を通じて蕨市に入園申込みをしてください。蕨市民と同等に利用調整をします。

※ 転入予定で内定した場合は、利用希望月の前末日までに蕨市に住民登録を行い、蕨市様式の申込書類を使用し、改めて申請手続きをしてください。手続きが完了しない場合、内定は取り消しとなります。

③ 蕨市に転入予定のない方が蕨市の保育園の入園を希望する場合

蕨市へ転入予定のない方が、蕨市内の保育園の申込みを希望する場合は、在住市区町村を通じて蕨市に入園申込みをしてください。ただし、蕨市民を優先して利用調整を行いますのでご了承ください。

※ 蕨市民の利用調整後、定員に空きがある場合に、市外の方の利用調整をします。（4月入園申込みについては、一次受付期間にお申込みいただいた場合でも、二次受付として扱います。二次受付の方と一緒に利用調整となります。）

※ 市外の方の利用は、最長でも利用開始した年度の末日までとなります。翌年度も利用を希望する場合は、再度入園申込みをしていただく必要があります。

申込書等の提出先	在住市区町村の保育担当課 ※ 在住市区町村によっては、蕨市に直接申込む場合がありますので、在住市区町村へご確認ください。
申込み締切日	7ページの「申込締切日」に蕨市に必着 ※ 在住市区町村への提出期限については、事前に在住市区町村へご確認ください。
提出書類	● 8・9ページの「申込に必要な書類」 ※ 原則、在住市区町村の指定様式となりますが、在住市区町村が認める場合は、蕨市の指定様式をご使用ください。就労証明書については、国の標準的な様式をご使用ください。 ● 課税証明書（蕨市に転入予定のない方のみ） 令和7年4月入園申込み～8月入園申込み：令和6年度課税証明書 令和7年9月入園申込み～令和8年3月入園申込み：令和7年度課税証明書 ● 賃貸借契約書、売買契約書等、利用希望月に蕨市に転入することが分かる書類の写し（蕨市に転入予定のある方のみ。実家等へ転入の場合は、省略可。） ※ 「確認書1」の「蕨市へ転入予定の場合」に必要事項を記入してください。

10. 利用調整について

保護者の保育の必要性の度合いを「蕨市保育の実施利用調整基準表（13ページ参照）」に基づき指数化し、入園の順位を決め、順位の高い方から入園が内定となります。（先着順や抽選ではありません）

「蕨市保育の実施利用調整基準表」は、父母それぞれの保育の必要性の理由（就労、出産、病気・障害等）に基づく「基準指数」とその他の状況に基づく「調整指数」からなり、同一指数の場合は、「同一指数世帯の優先順位（14ページ参照）」により決定します。

なお、利用調整基準表は、各市区町村独自に定めたものであり、市外の保育園の入所については、その市区町村の基準・利用調整方法に基づきます。

《利用調整の流れ》

- ① 各世帯の指数を決定します。
- ② 指数の高い方から順に内定園を決定します。
- ③ 第1希望の保育園がすでに定員に達した場合は、第2希望の保育園に内定となり、第2希望の保育園が定員に達した場合は第3希望に内定となります。最終希望園まですべて定員に達していた場合は、入園保留となります。

【利用調整の留意事項】

- ・就労証明書に記載されている「就労時間」よりも「就労実績」が全て下回っている場合は、就労実績（記載されている中で就労実績が一番多い月）を基に指数を付けます。
 - ※ 産休中、育児休業中の方は産前休暇前の就労実績を記入してください。
 - ※ 病休の取得などにより、就労実績が少なくなっている場合は、影響がなかった月の就労実績を記入してください。
- ・保育人材確保の観点から保育士等のお子さんが優先的に入所できるよう利用調整を行っています。保育士、保健師、看護師、准看護師のいずれかの資格を持ち、蕨市または戸田市の市域に所在する保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、入園する日から起算して3年以上勤務する予定である方が対象となります。（蕨市と戸田市は「保育士等の優先入所に関する協定」を締結しています。）
 - ※ 戸田市内の保育所等に勤務する方は、月20日以上かつ1日6時間以上の保育を行う方（予定を含む）に限ります。
- ・申込み後に、内容に変更等が生じた場合は、早急に子ども未来課保育係に必要書類を提出してください。利用調整の指数が変わるなどの影響が出る場合があります。（10ページ参照）

【希望している保育所等に入園できない場合には育児休業の延長が許容できる方】

育児休業は、原則お子さんが1歳に達する日（1歳の誕生日の前日）まで取得することができますが、「保育所等の入所を希望し、利用を申し込んだものの、当面入所できない場合」に限り、1歳6カ月目に達する日前（再延長で2歳に達する日前）まで延長することができます。

確認書1において、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」を選択した方については、下記のとおり、利用調整にあたっての調整指数を減点する取り扱いといたします。

- ① お子さんが1歳に達する日（誕生日の前日）が属する月の入園を申し込む。
 - ※ 申込期間については7ページを参照
- ② 「確認書1」の「育児休業中の方」の選択肢のうち、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の口欄にチェックする。
- ③ 利用調整指数が「0点」となります。

※ 希望園に空きがある場合は、0点でも内定となる場合があります。

※ 内定を辞退した場合は、入園保留通知書が発行されません。

※ 令和7年4月より、保育所等に入れなかったことを理由とする育児休業給付金の支給対象期間延長手続きが変わります。詳しくは、勤務先や勤務先の管轄のハローワークへご確認ください。

【蕨市保育の実施利用調整基準表】 令和7年4月入園より適用					指数	父	母	
基準指数（保護者の状況） ※父母それぞれがいずれか一つに該当	就労	外勤 自営 （居宅外） ※1	週5日以上	実働150時間/月以上の就労	20			
				実働130時間/月以上150時間/月未満の就労	19			
				実働110時間/月以上130時間/月未満の就労	18			
				実働 90時間/月以上110時間/月未満の就労	17			
				実働 64時間/月以上 90時間/月未満の就労	16			
			週4日	実働120時間/月以上の就労	18			
				実働104時間/月以上120時間/月未満の就労	17			
				実働 88時間/月以上104時間/月未満の就労	16			
				実働 72時間/月以上 88時間/月未満の就労	15			
				実働 64時間/月以上 72時間/月未満の就労	14			
			週3日	実働 90時間/月以上の就労	13			
				実働 78時間/月以上 90時間/月未満の就労	12			
				実働 64時間/月以上 78時間/月未満の就労	11			
			週2日	実働 64時間/月以上の就労を常態	10			
	上記に当てはまらない外勤、自営（居宅外） ※ 実働 64時間/月未満				9			
	居宅内労働（店舗での接客や居宅外での勤務が中心となる場合、テレワークを除く）				上記指数より-1			
	就労内定				上記指数より-1			
	出産	出産予定日の前6週（多胎児は14週）から出産後8週				15		
	病気	概ね1カ月以上の入院（入院予定を含む）、常時臥床、精神性疾患、感染性疾患				20		
		一般療養				16		
	障害	身体障害者手帳1・2級、療育手帳④・A・B、精神障害者保健福祉手帳1～3級				20		
		身体障害者手帳3級、療育手帳C				16		
		身体障害者手帳4級				12		
	看護・介護	週5日以上常時付き添いによる病院通院、施設通所、入院、自宅看護 臥床者・重度心身障害者の常時介護				20		
		週4日以上常時付き添いによる病院通院、施設通所、入院、自宅看護				16		
		週3日以上常時付き添いによる病院通院、施設通所、入院、自宅看護				12		
災害復旧	震災、風水害、火災等による家屋の損壊、その他の災害の復旧				20			
求職活動	継続的な求職活動（起業の準備、インターンシップを含む）				6			
就学	職業訓練校および学校教育法に規定する学校等に在学 ※ カリキュラム、時間割等が予定の場合および通信教育の場合は右記指数より各-1				※1を準用			
未確認	保育を必要とする理由等を証明する書類が申込締切日までに提出できない方				6			
保護者 不存在	死亡、離別、拘禁等				20			
	別居（離婚調停中等の方）、行方不明				18			
その他	特別の支援を要する家庭（児童虐待やDV等、内容調査の上）				40			
調整指数 ※複数該当の場合あり	保護者の 状況	両親不存在世帯				5		
		ひとり親世帯であり、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められる 場合（65歳以上、要介護、就労等）				5		
		ひとり親世帯であり、同居の親族等が当該児童を保育可能な場合（上記以外）				3		
		離婚調停中等による別居の場合				上記指数より-1		
	家庭の状況	生計中心者の失業により就労の必要性がある場合				2		
		生活保護世帯（就労や職業訓練校への就学等、自立支援につながる場合のみ）				1		
	児童の状況	蕨市内の小規模保育園に在籍している児童の卒園（3歳以上児クラスに該当）の場合				20		
		市内保育所等を利用できなかったが、保護者の就労等により、当該児童を認可外保育施設（企業主導型保育含む）、職場内保育室、管外保育所等へ週3日以上預けている場合				2		
	勤務の状況	保護者のひとりが単身赴任や海外勤務中等であり、同居の親族等が当該児童を保育することができないと認められる場合（65歳以上、要介護、就労等）				2		
	同居者の 状況	同居の親族その他の者が当該児童を保育可能な場合（65歳以上、要介護、就労等により保育することができないと認められる場合を除く） ※ひとり親以外				-2		
	兄弟姉妹の 状況	兄弟姉妹について同一の保育所等の利用を希望する場合				2		
	育児休業の 状況	育児休業取得前に保育園等（認可外含む）を利用しており、育児休業の終了により、入園を希望する場合				2		
		希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる場合				合計指数を0		
	保育士等の 優先	蕨市内保育園等に勤務（予定含む）する保育士等 ※月20日以上かつ1日6時間以上				20		
		蕨市内保育園等に勤務（予定含む）する保育士等 ※月20日未満または1日6時間未満				3		
		戸田市内保育園等に勤務（予定含む）する保育士等 ※月20日以上かつ1日6時間以上				4		
その他	虐待またはDVのおそれがあることに該当する等、社会的養護が必要な場合				40			
	保育園保育料、給食費（公立のみ）、留守家庭児童保育料の過年度滞納のある世帯				-20			
※ 市外にお住まいの方（入園希望月の前月までに転入予定の方を除く）は合計指数を0とします。					合計指数			

【同一指数世帯の優先順位】

1	「希望する保育園に入園できない場合は、育児休業の延長も許容できる」としていない者
2	両親不存世帯またはひとり親世帯
3	基準指数が高い者(合計指数0に該当する場合を除く)
4	災害復旧、病気・障害、看護・介護の順
5	外勤(居宅外)、自営(居宅外)、居宅内労働、出産、就労内定、就学の順
6	保育園保育料、給食費(公立のみ)、留守家庭児童保育料の過年度滞納がない者
7	兄弟姉妹が同一園になる場合
8	転居により、自宅から近い保育園等を希望する転園の場合
9	養育している未就学のお子さんが多い世帯、18歳以下のお子さんが3人以上いる世帯、養育しているお子さんが多い世帯の順
10	市内の幼稚園に勤務する幼稚園教諭、留守家庭児童指導室に勤務する放課後児童クラブ指導員、認可外保育施設に勤務する保育士
11	入園保留の期間が長い者(過年度も含む)
12	内定を辞退したことのない者
13	経済的状況(住民税額)が低い世帯

1 1. 利用者負担額（保育料）等について

【保育料の決定について】

- ・ 保育料は、保護者等の市町村民税額の合計と児童の年齢をもとに決定します。3～5歳児は幼児教育・保育の無償化により、保育料は0円となります。（保育料額については15ページを参照）
- ・ 児童の属する世帯の階層の認定については、その児童を監護している父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）全ての課税額の合計額により行います。
- ・ 税未申告等の理由により、市町村民税額が確認できない場合の保育料は、暫定的に最高額（C17階層）での決定となります。（収入がない場合も、税の申告が必要となります。）
- ・ 保育料を決定する際の市町村民税額は、住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）や寄附金控除（ふるさと納税等）、配当控除、外国税額控除、配当割・株式等譲渡所得割額控除等の税額控除が適用される前の金額です。
- ・ 市民税に修正・更正があった場合やひとり親になった場合等は、必ず子ども未来課保育係にご連絡ください。保育料が変更になる場合があります。
- ・ 令和7年4～8月分の保育料は、令和6年度市町村民税額（令和5年1月～12月收入）で算定し、令和7年9月～令和8年3月分の保育料は、令和7年度市町村民税額（令和6年1月～12月收入）で算定します。

【保育料の徴収について】

- ・ 認可保育園の保育料は市が徴収します。納付方法は原則、金融機関の口座振替となり、毎月末（月によって異なる場合があります）に引き落とします。「保育料決定通知書」に「口座振替依頼書」を同封しますので金融機関でのお手続きをお願いします。なお、手続き後であっても口座振替が開始されるまでに日数がかかりますので、口座振替開始時期までの保育料は、同封の「納付書」にて納入してください。
- ・ 小規模保育園の保育料は各園で徴収します。徴収方法は園によって異なります。
- ・ 長期欠席の期間は3カ月以内とし、欠席の期間中も保育料は納めていただきます。（3カ月を超えた場合は退園）
- ・ 保育園に在籍している場合は、登園日数に関わらず1カ月分の保育料がかかります。
- ・ 保育料は、保育運営に必要な財源となっています。納付期限内に納付がない場合、督促状や催告書の送付、電話や訪問による催告、法令等に基づき、勤務先への調査や差押え等の滞納処分を行う場合があります。

【利用者負担額（保育料）について】 認可保育園（公立・私立）・小規模保育園とも同額

階層 区分	定義		0～2歳児クラス		3～5 歳児 クラス
			保育標準時間	保育短時間	
A	生活保護世帯等		0	0	保育標準時間 保育短時間とも 幼保無償化により 保育料 0 円
B1	A階層を除き市町村民税非課税世帯		0	0	
B2	A階層を除き市町 村民税の均等割の み課税される世帯	ひとり親世帯等	0	0	
		ひとり親世帯等以外の世帯	7,200	7,080	
C1	A階層及びB階層 を除き市町村民税 所得割額が次の区 分に該当する世帯	10,000 円未満	8,020	7,890	
C2		10,000 円以上 48,600 円未満	9,120	8,970	
C3		48,600 円以上 50,400 円未満	10,270	10,100	
C4		50,400 円以上 57,600 円未満	12,070	11,870	
C5		57,600 円以上 66,600 円未満	14,520	14,280	
C6		66,600 円以上 84,600 円未満	19,570	19,240	
C7		84,600 円以上 102,600 円未満	25,870	25,440	
C8		102,600 円以上 121,100 円未満	32,500	31,950	
C9		121,100 円以上 139,100 円未満	40,000	39,320	
C10		139,100 円以上 169,400 円未満	44,000	43,260	
C11		169,400 円以上 175,100 円未満	49,000	48,170	
C12		175,100 円以上 193,100 円未満	53,300	52,400	
C13		193,100 円以上 229,100 円未満	53,800	52,890	
C14		229,100 円以上 268,100 円未満	54,900	53,970	
C15		268,100 円以上 298,100 円未満	56,010	55,060	
C16		298,100 円以上 328,100 円未満	56,430	55,480	
C17		328,100 円以上	56,870	55,910	

【利用者負担額（保育料）の軽減について】

多子世帯やひとり親世帯、低所得の世帯等について、保育料を軽減する制度があります。市が保育料軽減の対象者を把握している場合は、軽減措置を適用させた保育料決定通知書をお送りしますが、それ以外は申請により保育料を軽減します。保育料軽減の申請については、保育料決定通知書送付の際にご案内します。

※年度や保育園が変わったときは、その都度、申請が必要となります。

① 年収360万円未満（市民税所得割額 77,101 円未満）の要保護世帯（ひとり親・障害者等）

児童	保育料	算定対象
第1子	半額（最高額 9,000 円）	算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はなく（18 歳以上含む）、別居でも対象となります。
第2子以降	無料	

要保護世帯とは

- ・ひとり親世帯（離婚調停中除く）
- ・同一世帯内に、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者がいる世帯
- ・同一世帯内に、特別児童扶養手当の支給対象児童がいる世帯
- ・同一世帯内に、障害基礎年金の受給者がいる世帯

② 年収360万円未満（市民税所得割額 57,700 円未満）の世帯

児童	保育料	算定対象
第1子	全額	算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はなく（18 歳以上含む）、別居でも対象となります。
第2子	半額	
第3子以降	無料	

③ 保育園に在籍しているお子さんが2人以上いる世帯（3人目以降は無料）

就学前児童	在籍・クラス	保育料
1人目	保育園・3歳児以上	幼保無償化
2人目	保育園・3歳児未満	半額 ★（最高額 15,000 円）

★印については、蕨市の独自軽減制度

就学前児童	在籍・クラス	保育料
1人目	保育園・3歳児未満	全額
2人目	保育園・3歳児未満	★無料

④ 就学前のお子さんが2人以上いる世帯（③を除く）

就学前児童	保育料	算定対象
1人目	全額	算定対象は同一世帯の就学前の兄弟姉妹です。兄弟姉妹が、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型保育事業（小規模保育園、事業所内保育等）、特別支援学校幼稚部、児童心理治療施設、児童発達支援、企業主導型保育園に在園している場合、対象児童としてカウントします。
2人目	半額	
3人目以降	無料	

⑤ 小学生以上も含めてお子さんが3人以上いる世帯（③④を除く）

児童	在籍・クラス	保育料	算定対象
第1子	小学生以上		算定対象は生計が同一の兄弟姉妹です。兄弟姉妹についての年齢制限はありません。（18歳以上含む）
第2子	小学生以上または3歳児以上の未就学児		
第3子以降	保育園・3歳児未満	無料	

保育料軽減のパターン（例）※15ページ①②を除く

	例1	例2	例3	例4	例5	例6
第1子	幼稚園 幼保無償化	幼稚園 幼保無償化	保育園 4歳児 幼保無償化	保育園 2歳児 全額	小学生 -	小学生 -
第2子	保育園 2歳児 半額	幼稚園 幼保無償化	保育園 2歳児 半額 上限 15,000 円	保育園 1歳児 無料	保育園 4歳児 幼保無償化	保育園 2歳児 全額
第3子	保育園 0歳児 無料	保育園 1歳児 無料	保育園 0歳児 無料	保育園 0歳児 無料	保育園 1歳児 無料	保育園 0歳児 無料

【給食費について】

3～5歳児は給食費（主食費＋副食費）がかかります。ただし、年収360万円未満相当世帯の児童または未就学児のうち第3子以降の児童については、副食費が免除となります。（申請不要。市より該当する方へ通知します。）

	主食費	副食費	備考
公立保育園	750 円	4,750 円	長期間（1カ月）給食をまったく食べない場合、前月20日までに保育園に必要書類を提出いただければ徴収しません。
公立保育園以外	各施設で設定	各施設で設定	詳細は「蕨市保育園・幼稚園ガイドブック」をご確認ください。

※給食費の徴収は各保育園で行います。公立保育園の場合は、市が保育料と一緒に徴収しますので、保育料の口座振替手続きの際に、保育園給食費もあわせて登録することで、0～2歳児の方も3歳児から口座引き落としとされます。

【延長保育料について】

保育必要量の認定区分を超えて利用する場合は、延長保育料がかかります。設定時間や料金は園により異なります。詳しくは、「蕨市保育園・幼稚園ガイドブック」をご確認ください。

＜延長保育料（公立保育園の場合）＞

	7:30	8:30	16:30	17:30	18:30	19:00
保育短時間	200 円	利用可能時間（8時間まで）			200 円	400 円
					600 円	
保育標準時間		利用可能時間（11時間まで）				200 円

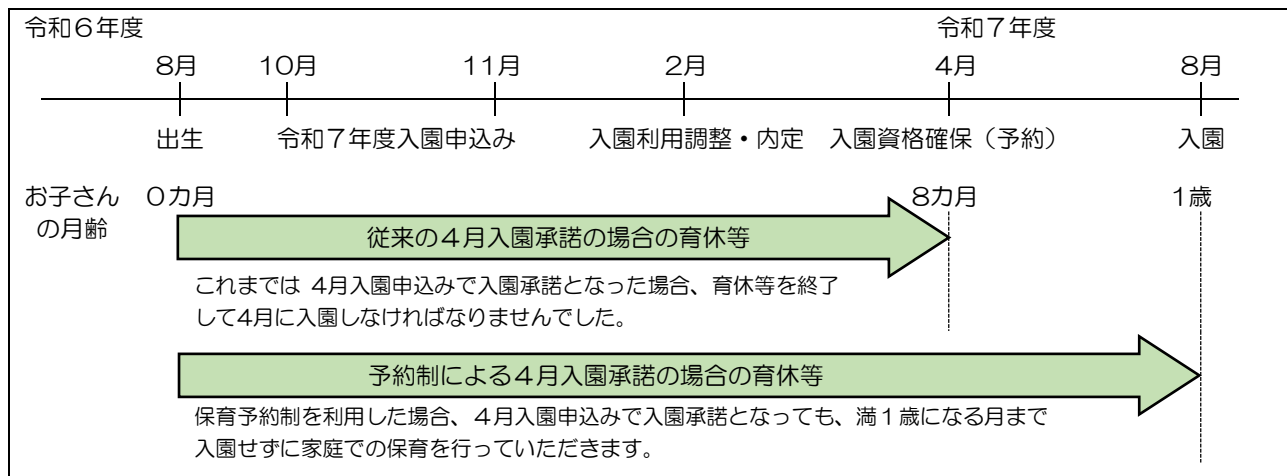
※公立保育園の場合は、1歳に満たないお子さんは、最長でも18時までの利用となります。

12. 保育予約制のご案内 （公立保育園0歳児クラス・4月入園申込み時のみ対象）

蕨市では、平成30年度の入園より、0歳児クラスを対象に「保育予約制」による保育園入園を実施しています。蕨市における保育予約制とは、「4月入園申込み」時に、お子さんが満1歳になる月（職場へ復職する月）からの保育園入園をあらかじめ申込みできる制度です。

なお、利用調整については、通常の保育園入園申込者と同様に実施しますので、本制度の利用者が入園の利用調整にあたり他者より有利になるものではありません。

保育予約制のイメージ（8月生まれの子が、4月入園申込みをした場合の例）



【対象児童】 次の項目のすべてに該当する場合、保育予約制申込みの対象となります。

- ・0歳児クラスに該当する年齢であること（出産予定含む）。
- ・保護者が育児休業を継続し、「確認書1」に記載した「入園（復職）予定月」からの入園を希望する。
※ 育児休業等の期間は最長で1歳になる誕生日の前日まで。育児休業という名目でなくても1歳の誕生日の前日まで休業する場合対象
- ・保育を必要とする理由が「就労」であること。

【実施保育園】 公立保育園全5園（さくら保育園・みどり保育園・たんぽぽ保育園・くるみ保育園・さつき保育園）

【対象月】 4月入園申込み時のみ実施します。5月～翌年3月の入園申込みでは保育予約制は利用できません。

【申込み方法】 新年度4月入園申込み時に「確認書1」の「保育予約制利用の希望」にチェックしてください。

【内定の取り消し】 以下の事項に該当する場合、内定の取り消しとなります。

- ・出産予定で申込んでいた方が、令和7年4月2日以降に出産した場合
- ・入園予定月の前に入園予定のお子さんの次の子を妊娠または出産するなどして、育児休業を延長もしくは新たに産休や育児休業を取得する場合
- ・予約期間内に他の保育園（認可外保育園を含む）等に入園した場合
- ・入園予定月の前に市外へ転出された場合
- ・入園前の面接を受けなかった場合（入園月の前月の面接を含む）

【留意事項】

- ・入園内定時（2月頃）と入園月の前月頃に合計2回の面接を行っていただきます。
- ・入園承諾通知書は入園月の前月末頃に送付予定です。
- ・「確認書1」に記入した入園（復職）予定月は、原則変更できません。
- ・入園後に慣らし保育を行いますので、入園（復職）予定月は育児休業取得期間（最長で1歳になる誕生日の前日まで）をよく検討した上で、ご記入ください。なお、利用を開始した月の末日までに復職することが必要となります。
- ・4月入園申込みにて予約制を希望したが入園保留となった場合、5月以降の利用調整における内定では予約制は適用されません。5月以降に内定した場合は予約制で希望した復帰月ではなく、内定した月の入園となります。

13. その他の保育事業について (令和6年10月1日現在)

【一時的保育事業】

実施施設	公立保育園4園（さくら保育園、たんぼぼ保育園、くるみ保育園、さつき保育園）			
対象	蕨市在住の満 1 歳から小学校就学前までのお子さん（保育園在園児除く）			
保育時間 ・ 利用料 1人1回	平日 1 日利用	午前 8 時 30 分～午後 5 時	1,500 円	生活保護世帯、前 年分の市町村民税 非課税世帯は無料
	平日半日利用	午前 8 時 30 分～午後0時 30 分	800 円	
		午後 1 時～午後 5 時	800 円	
	土曜日利用	午前 8 時 30 分～正午（半日のみ）	800 円	
保育種別	非定型的保育	就労、就学、職業訓練等での利用：週 3 日を限度に 6 カ月以内 ※ 再度の利用可		
	緊急保育	傷病、出産、災害、事故、看護・介護等での利用：1 カ月以内 学校、幼稚園等の行事参加、冠婚葬祭等での利用：年間のべ 12 回以内		
	リフレッシュ保育	育児疲れ等からのリフレッシュを図る等での利用：年間のべ 12 回以内		
休業日	日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）			
申込み	申込みおよび利用にあたっての詳細は、直接実施施設へお問い合わせください。事前の説明や面接等を行う場合があります。非定型的保育は年2回（3月、9月）に半年分の受付をします。受付日についても、直接実施施設へお問い合わせください。			

【わらび幼稚園ベビー保育室】※一時預かり事業・幼稚園型Ⅱに該当する市の委託事業です。

実施内容	保育の必要な0～2歳児を幼稚園で定期的に預かる事業です。幼稚園に隣接した場所で専用の保育室・園庭があり、幼稚園と連携した保育を行います。わらび幼稚園へ進学する場合は入学料の減免などがあります。《一時預かり事業・幼稚園型Ⅱに該当する市の委託事業です》		
実施施設	学校法人わらび学園　わらび幼稚園（蕨市南町 2-12-2）		
対象	保育の必要性の認定を受けた蕨市在住の0歳児～2歳児（0歳児は生後6カ月から）		
定員	0歳児クラス6名　/　1歳児クラス12名　/　2歳児クラス18名		
開室時間	月曜日～金曜日　午前7時30分～午後6時30分		
休業日	土曜日、日曜日、祝日、年末年始（12/29～1/3）、お盆休み（8/14～16）		
保育料 月額	8時間保育	0・1歳児 52,000 円　/　2歳児 42,000 円	給食費、おやつ代、おむつ代、おしりふき代、オムツ処理代、布団リース代を含みます。（その他諸費用別途）
	9時間保育	0・1歳児 55,000 円　/　2歳児 45,000 円	
	10時間保育	0・1歳児 58,000 円　/　2歳児 48,000 円	
	11時間保育	0・1歳児 61,000 円　/　2歳児 51,000 円	
	※ 非課税世帯は幼保無償化の対象となります（上限 42,000 円/月）。 ※ 保育料負担軽減については保育園に準じて実施します。		
申込み	事前に子ども未来課保育係へ「蕨市教育・保育給付認定申請書」および就労証明書など保育が必要な状況等を証明する書類を提出し、保育の必要性の認定を受けた上で、わらび幼稚園に利用申込みを行います。 令和7年4月入園希望の第1次申込期限は、令和6年10月1日～10月30日です。 お問い合わせ：TEL070-3220-4068		

わらびファミリー・サポート・センター

「子育ての援助を受けたい人（依頼会員）」と「子育ての援助を行いたい人（提供会員）」が会員となり、地域のなかで育児のボランティア活動を有料で行う会員組織です。

【援助できる内容】

- ・保育園・幼稚園などの開始時間前後の預かり
- ・保育園や幼稚園までの送迎
- ・その他、急用（傷病、冠婚葬祭等）やリフレッシュ等のための預かりなど

【会員の条件】

依頼会員：蕨市在住で生後6カ月から小学校6年生までの子どもを持つ方（要事前登録）

【援助活動時間と報酬等】

援助活動時間	報酬（円／1時間）		
	1人	2人	3人
平日の7～19時	700	1,050	1,400
平日の上記以外	800	1,200	1,600
土・日・祝・年末年始の7～19時	800	1,200	1,600
土・日・祝・年末年始の上記以外	900	1,350	1,800

お問い合わせ：蕨市社会福祉協議会
(Tel048-443-1800)

緊急サポート事業

子育てのお手伝いをしてほしい方（利用会員）と子育てのお手伝いをしたい方（サポート会員）が会員となり、お子さんの預かりを行う活動です。

【活動内容】

- ・病児・病後児の預かり
- ・宿泊を伴うお子さんの預かり
- ・緊急的なお子さんの預かりや送迎など

【保育対象】0歳から小学生まで（要事前登録）

【利用料金等】

利用時間	利用料
8～20時	1時間 1,000円
上記時間外	1時間 1,200円
宿泊を伴う保育 18時～翌朝9時	1泊 10,000円 (食事代含む)

お問い合わせ：緊急サポートセンター埼玉
(Tel048-297-2903)

認可外保育施設

都道府県等の認可を受けていない保育施設であり、保育料等については施設が決めています。

※ 保育の必要性の認定を受けた方が認可外保育施設を利用する場合は「幼児教育・保育の無償化」の対象となる場合があります。詳しくは、ホームページをご覧ください。

企業主導型保育事業

企業等が従業員や地域の子どもの対象に設置する認可外保育施設です。

※ 利用申込みは、施設に直接行ってください。

病児保育室「にじのへや」

病気または病気の回復期の児童を、施設で看護師や保育士が一時的にお預かりする事業です。

【開設日時】月～金 8時～18時

(土・日・祝・年末年始はお休み)

【対象児童】

- ・蕨市在住の生後57日～小学6年生の児童
- ・病気または病気の回復期であり、入院の必要はないが安静の確保に配慮する必要があり集団保育が困難であること（病気によってはお預かりできない場合があります）
- ・保護者の勤務等の理由で家庭での保育が困難であること

【利用料金】1日 2,000円、保険料 100円

【実施施設】病児保育室「にじのへや」

蕨市中央 3-19-8 1階

(保育ルームフェリーチェ蕨Ⅱ園併設)

(Tel048-280-6180)

※ 利用に当たっては、事前登録が必要です。ホームページを確認して、必要な手続きを行ってください。

地域子育て支援センター「ほっこり～の蕨」一時預かり事業

【対象児童】生後2カ月～2歳 【利用料】500円／1時間

【実施施設】①地域子育て支援センターほっこり～の蕨 塚越

蕨市塚越 5-6-35 イオンタウン蕨店内 Tel090-6742-5988

実施曜日 月・火・水・木・金・土 預かり時間 10時～15時

②地域子育て支援センターほっこり～の蕨 中央

蕨市中央 2-2-15 Tel048-229-6211

実施曜日 月・火・水・木・金・土 預かり時間 10時～15時



詳しくは、蕨市ホームページおよび各事業・施設のホームページをご確認ください。

14. 入園後の注意事項について

【保育時間について】

保育園は、保護者の就労等の理由によりお子さんの保育が必要な間、代わりにお子さんをお預かりする施設です。休園日以外にも、お子さんの体調不良等の際は、ご家庭で保育をお願いする場合があります。

また、お子さんの急な発熱やけが等の場合には、職場等にご連絡をして、早めにお迎えに来ていただく場合があります。ご理解とご協力をお願いいたします。

【変更等の手続き】

以下の変更や変更の希望がある場合は、速やかに保育園へ「蕨市教育・保育給付認定変更申請書兼家庭状況変更届（以下、変更届）」と必要な添付書類をご提出ください。

- ・入園後に住所や勤務先、勤務時間、家族構成等に変更があった場合
 - ・育児休業を取得または終了した場合
 - ・保育必要量の変更（保育標準時間から保育短時間への変更など）を希望する場合
 - ・保育必要量の変更等に伴う保育料の変更は、原則、事実発生日または変更届の提出日のいずれか遅い方の翌月1日（1日の場合は当月から）から適用となります。
- ※ 妊娠や産休の場合は、変更届の提出は必要ありませんが、実際の保育時間や緊急の際の連絡先等が変わる場合がありますので、保育園へ必ずご連絡ください。
- ※ お子さんが、発達支援事業（療育等）を利用することとなった場合は、連携した支援が必要となる場合がありますので、保育園へ必ずご連絡ください。

【退園となる場合】

- ・保育の必要性の理由がなくなった場合、または認定期間（認定証に記載）が満了となった場合は、退園となります。（3号認定の期間が満了となった場合は、自動的に2号認定に更新します。）
- ・保育園を1日も利用しない月が連続して3カ月を超えた場合は、保育の必要性がないものとして退園となります。
- ・市外に転出する場合は、原則、転出日の属する月の翌月末までしか在園できません。転出後も引き続き蕨市の保育園を利用したい場合は、子ども未来課保育係へご相談ください。（11 ページ参照）

【保育料の変更時期】

保育料は、入園時のほか、毎年4月と9月に保育料を決定し、「保育料決定通知書」をお送りいたします。（14～16 ページ参照）

【現況届の提出】

毎年、保育の必要性の理由などの確認のため、「蕨市教育・保育給付認定現況届」を提出していただきます。特別な理由なく指定の期日までに提出されない場合は、退園となることがあります。

【育児休業中の方のお子さんの継続利用について】

育児休業は、保育の必要性の理由には当たりませんが、育児休業開始前にすでに保育園等を利用していたお子さんについては、保護者が下のお子さんの育児休業を取得する場合、児童福祉の観点から、育児休業期間中も保育園の継続利用を認めています。

育児休業を取得した際は、速やかに「就労証明書（育児休業期間の記載があるもの）」を添付した「蕨市教育・保育給付認定変更申請書兼家庭状況変更届」をご提出ください。育児休業中は「保育短時間」での認定となります。

【転園希望について】

- ・転園を希望する方は「保育園転園届」を在園している保育園または子ども未来課保育係へご提出ください。
- ・申込みから転園までの流れは、新規の入園申込みと同じです。（6ページを参照）
- ・転園が内定すると在園している保育園は退園となり、いかなる理由があっても戻すことはできません。
- ・小規模保育園に在園している児童が、認可保育園の3歳児クラスへの転園を希望する場合は、利用調整にて20点の加点を行います。利用調整の結果、転園ができなかった場合は、転園が決定するまで、引き続き同じ小規模保育園に在園することができます。

【食物アレルギー等をお持ちのお子さんについて】

アレルギーや疾患をお持ちのお子さんで、園での集団生活が困難であると認められる場合は、内定が取消しとなることがあります。その場合は、原則として、治癒後に、再度保育園の入園申込みを行ってください。

公立保育園では、給食における食物の除去が必要な場合、食物アレルギーの場合は、指定様式の「生活管理指導表」や「アレルゲン内容表（医師署名、要押印）」等を、疾患による除去の場合は除去の詳細が記載されている医療機関発行の「診断書」を提出していただきます。給食の提供にあたっては、面談を実施した上で対応を協議しますが、家庭からお弁当やおやつを持参していただくこともあります。

公立保育園以外の場合は、園ごとに対応が異なりますので、各保育園へご相談ください。

15. よくある質問（Q&A）

Q1 申込みは、郵送や電子申請などしていますか？

A1 申込書類などの記載漏れや添付書類の不備、不足がないかなどをその場で確認するため、申込みは子ども未来課窓口のみの受付としております。ご理解とご協力をお願いいたします。

Q2 申込みは、就労証明書やその他の添付書類など、必要書類を締め切りまでに、すべて揃えないと受け付けてもらえませんか？

A2 8・9ページに記載してある必要書類は、不足や不備があった場合は受付できません。不足書類などがあった場合、締切日間際のお申込みだと提出が間に合わなくなるおそれもありますので、締切日までに余裕を持ってお申込みください。なお、同居の親族分の就労証明書やひとり親であることの証明書など、不足していても受付ができるものもありますが、その場合、利用調整の指数等に反映できない場合や、保育料に影響する場合がありますのでご了承ください。また、保護者の保育を必要とする理由等を証明する書類の提出が遅れる場合は、「確認書1」にチェックを付けて、入園する月の前月末までに提出することを誓約していただければ、受付をいたします。この場合、基準指数は6点となり、入園が内定しても入園する前月末までに書類の提出ができない時は内定取り消しとなります。

Q3 現在妊娠中です。これから生まれる予定の子の申込みはできますか？

A3 4月入園の申込みのみできます。入園申込みが可能な月齢（0歳児クラス）の一覧が2ページに掲載してありますので、ご確認ください。また、「保育予約制」の申込みは、令和7年3月出産予定のお子さんまでお申込みいただけます。
なお、お子さんが生まれ、出生届を提出した後、速やかに、お子さんのお名前や生年月日を保育係にご連絡ください。

Q4 現在下の子の育児休業取得中です。上の子のみの申込みはできますか？

A4 育児休業中は保育の必要な理由にあたらなため、上のお子さんのみの申込みはできません。ただし、市外から転入してきた方（転入予定の申込みの方を含む）で、転入前にすでに保育園を利用していたお子さんについては、上のお子さんのみの保育園の入園申込みができます。（7ページ参照）

Q5 公立保育園の0歳児の保育予約制の対象の年齢は？

A5 令和6年4月2日から令和7年4月1日生まれのお子さんが対象となります。

Q6 今年12月に出産予定です。できれば、公立保育園の0歳児の保育予約制を利用して12月に入園したいのですが、公立保育園に入れなかった場合は、育休を切り上げて4月に保育園に入りたいです。どのように申込みがいいですか？

A6 第1希望に公立保育園を記入し、「確認書1」の「保育予約制利用の希望」にご記入ください。第2希望以下は、私立認可保育園や小規模保育園も含めて、希望する順番でご記入いただいても構いませんが、受け入れ月齢5カ月以上の保育園は、4月時点では受け入れ可能な月齢に達していませんので、記入できません。4月入園が保留となってしまった場合は、受け入れ月齢に達した時点で、「保育園入園申込み内容変更届」により希望園の追加・希望順変更（10ページ参照）を届け出ていただければ、その園も利用調整の対象となります。
なお、5月以降に内定した場合は予約制で希望した月ではなく、内定した月の入園となります。内定した場合の入園月についてご検討の上でお申込みください。

Q7 来年1月に出産予定です。1歳までは家庭で保育したいので、公立保育園の0歳児の保育予約制を希望しています。保育予約制で公立保育園に入れなかった場合は、育休の延長も許容できるので、再来年度の4月に1歳児クラスで入園したいです。どのように申込みがいいですか？

A7 以下の手順でお手続きをしてください。
① 来年4月の入園申込みの希望園には公立保育園のみを記入し、「確認書1」の「保育予約制利用の希望」にご記入ください。
② 申込内容変更届を提出し、5月以降の入園の申込みを取下げてください。
③ 1歳児クラスの入園にむけて、再来年4月の入園申込みをしてください。申し込み時期は10月～11月頃の予定です。
④ お子さんが1歳の誕生日を迎える1月入園の申込みをしてください。（申込み締切日は7ページを参照）
「確認書1」の「育児休業中の方」の選択肢のうち、「希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる」の口欄にチェックをした場合は、利用調整指数が0点となります。

Q8 子どもが現在海外に住んでいます。保育園に入れた場合は、日本で一緒に住もうと思っています。申込みはできますか？

A8 申込みは可能です。お子さんの生年月日が確認できるもの（パスポートや出生証明書のコピー等）を提出いただき、内定となった場合は、指定の期日までに必ず面接を受けてください。面接を受けなかった場合は内定取り消しとなります。

Q9 仕事がテレワークになっていますが、減点になりますか？

A9 居宅内労働は、利用調整の指数が居宅外の外勤や自営よりも「-1点」となっておりますが、テレワークの場合は外勤として扱い、減点対象となりません。

Q10 就学を理由とする場合、通信教育の学校は含まれますか？

A10 学校教育法に規定する学校（大学や高等専門学校、専修学校等）または職業訓練校に月64時間以上在学していることを要件としています。通っている通信教育の学校がそれらに当てはまるのであれば対象となります。ただし、利用調整指数は「-1」となります。

Q11 内定を辞退した場合、入園保留通知書は発行されますか？また、次回減点になりますか？

A11 内定した保育園を保護者の都合で辞退した場合は、入園申込みの取下げとして扱いますので、入園保留通知は発行いたしません。また、次の申込み時には、利用調整で減点にはなりませんが、同点の場合の優先順位で「内定を断ったことがない者」が優先となります。入園保留通知が発行されないと、育児休業給付金の延長が認められませんので、ご注意ください。

Q12 育休延長手続きが、令和 7 年 4 月から変わると聞いています。どのように変わるのですか？

A12 令和 7 年 4 月以後に育児休業給付金の支給対象期間の延長を行う場合は、保育所等への入所がで
きなただけでは延長は認められなくなりました。速やかな職場復帰のために保育所の利用を申
込んでいたことについて、ハローワークの確認を受けることが必要になります。下記のとおり、育
児休業給付金の支給対象期間延長要件を満たし、必要な書類をすべてそろえなければなりません。
詳しくは、厚生労働省のホームページ「育児休業給付金の支給対象期間延長手続き」をご確認くだ
さい。https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000160564_00040.html

○育児休業給付金の支給対象期間延長要件○

- 1.入所申込年月日が、お子さんが 1 歳に達する日（1 歳の誕生日の前日）までの日付となっていること
- 2.速やかな職場復帰のために保育所等における保育の利用を希望しているものとハローワーク所長が認めること
- ① お子さんが 1 歳に達する日（1 歳の誕生日の前日）の翌日以前の日を入所希望日として入所申込みをしていること。
- ② 申し込んだ保育所等が、合理的な理由なく自宅から通所に片道 30 分以上要する施設のみとなっていないこと。
- ③ 市に対する保育利用の申込みに当たり、入所保留となることを希望する旨の意思表示をしていないこと。
- 3.お子さんが 1 歳に達する日（1 歳の誕生日の前日）の翌日時点で保育所等の利用ができる見込みがないこと。

○必要な書類○

1. 育児休業給付金支給対象期間延長事由認定申告書（ハローワーク様式）
2. 保育園等入園申込書（蕨市様式）の写し ※市への提出前に、忘れずにコピーを取ってください！
3. 市が発行する入園保留通知

Q13 保育園ごとの倍率や最高点、最低点などは教えてもらえますか？

A13 利用調整は指数の高い人から内定していくものですので、倍率や最低点で希望園を選ぶのではな
く、ご自身の行きたいと思う順番通りに第 1 希望からお書きください。また、倍率や最高点、最
低点などは、その年の申込者数や申込者の利用調整指数の状況によって、大きく変動しますの
で、お伝えしておりません。

Q14 蕨市ホームページの「保育園の空き状況」で「×」が付いている場合、希望園に書いても良いのでし
ょうか？また、「×」が付いていても、入園できる可能性はありますか？

A14 蕨市ホームページに掲載した時点での空き状況ですので、「×」が付いていても、その後の急な
退園により、空きが生じる場合があります。「空き状況」は、あくまで参考情報として捉えてい
ただき、希望する園に「×」が付いていても、希望する園を希望する順番に第 1 希望からお書き
ください。

Q15 慣らし保育はいつから始まりますか？4月1日から利用できますか？

A15 慣らし保育は入園した月から始まります。1日から利用できるかなどについては、入園月や園に
よって、お子さんの年齢や状況などによっても異なります。4月入園は入園式後からの利用とし
ている園もありますので、内定後の面談時などに入園予定の園に直接ご確認ください。

Q16 入園保留になった場合、申込書はいつまで有効ですか？

A16 その年度の3月入園まで有効となります。
「保育園入園申込み内容変更届」の提出により入園申込みを取り下げた後に再度入園を希望する
場合や、翌年度の入園を希望する場合は、新たに入園申込みをしていただく必要があります。
※ 一度提出していただいた書類は返却しません。

Q17 個人番号（マイナンバー）が分かりません。どうすればいいですか？

A17 マイナンバーカードをお持ちでない方は、通知カードもしくは個人番号が記載された住民票の写しでご確認ください。通知カードは申込み時点の住民票の内容とカードに記載内容と相違がない場合に限りです。

Q18 蕨市の実家に転入予定です。どのように証明すればいいですか？

A18 ご実家等に転入予定のため、賃貸借契約書・売買契約書などが提出できない場合は、「確認書 1」の「実家等へ転入する場合」の口欄にチェックを付けて入園する月の前月末までに必ず転入すること等を誓約してください。なお、予定どおりの転入（利用希望月の前月末までに蕨市に住民登録）がない場合は、内定取り消しとなります。（11 ページ参照）

Q19 入園保留通知書の再発行はできますか？

A19 子ども未来課保育係へご連絡いただければ再発行いたします。通知書の内容は、当初発行したものと同一内容ですが、右上に記載される年月日は、再発行時の年月日となります。なお、再発行できるのは、入園保留中の方だけとなります。また、希望園の追加や変更をして保留となった場合は、再度、園が追加・変更された入園保留通知書を発行します。内定辞退や取下げをした方には、入園保留通知の発行、再発行はしませんのでご了承ください。

16. 記入例（各様式等）

様式第1号（第2条関係）

記入例

提出日 令和6年 11月 1日

保育園等入園申込書（児童台帳）

申込み窓口に来る保護者の氏名をご記入ください。通知等の宛名は、こちらに記載された保護者名でお送りします。ただし、すでに兄弟姉妹が保育園を利用している場合は、同じ保護者名をご記入ください。また、「蕨市教育・保育給付認定申請書」の保護者名とも一致させてください。

保護者住所： 蕨市中央5-14-15

保護者氏名： 蕨 けやき

電話番号：（父） 000-1234-5678

電話番号：（母） 000-9876-5432

申請 児童	フリガナ	ワラビ ニチニチソウ	生 年 月 日	令和 5 年 3 月 4 日	性 別	女	利 用 希 望 期 間	令和 7 年 4 月 1 日から
	氏 名	蕨 日日草					利用曜日（日・月・火・水・木・金・土）	利用時間 7 時 50 分～ 18 時 15 分
希 望 園 等 ※第13希望以降の希望がある場合には欄外に記入	第1希望	A保育園			第9希望	I保育園		
	第2希望	B保育園			第10希望	J保育園		
	第3希望	C保育園			第11希望	K保育園		
	第4希望	D保育園			第12希望	L保育園		
児童の 送迎	送者氏名	蕨 けやき	続柄	父	方 法	徒歩	自宅・職場から保育園等までの時間	
	迎者氏名	蕨 さつき	続柄	母	方 法	自転車	自宅から 5分/職場から 10分	
両親の 勤務 状況	父親の状況							
	名 称	中央株式会社		変則就労の方は「変則就労」または「シフト勤務」とご記入ください。		越病	希望園が第13希望以上ある場合は、下部の欄外にご記入ください。	
	所在地	蕨市中央 〇—〇—〇				市塚越	〇—〇—〇	
	電 話	048-123-4567				電 話	048-456-7890	
傷病 介護 等	勤 務 時 間	(平日) 9 時 00 分～ 18 時 00 分		(平日) 8 時 30 分～ 17 時 00 分				
		(土曜) 時 分～ 時 分		(土曜) 時 分～ 時 分				
	傷病等	☐ 入院（予定含む） ☐ 一般療養 ☐ 常時臥床・精神的・感染症		出産・傷病等		☐ 入院（予定含む） ☐ 一般療養 ☐ 常時臥床・精神的・感染症 ☐ 出産		
	障害	☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳		障害		☐ 身体障害者手帳 ☐ 療育手帳 ☐ 精神障害者保健福祉手帳		
祖 父 母 の 状 況	同居親族等の看護・介護							
	(看護・介護される方の氏名 続柄) → 週 日以上常時付添いによる (☐ 病院通院 ☐ 施設通所 ☐ 入院 ☐ 自宅)							
両親の 状況	父方	祖父	蕨 北男	65歳	(良・不良・死亡)	有・無	蕨市中央〇—〇—〇	
		祖母	蕨 南美	65歳	(良・不良・死亡)	(有・無)	(電話048-789-1234)	
	母方	祖父	埼玉 錦太郎	63歳	(良・不良・死亡)	(有・無)	中国	
		祖母	埼玉 中子	58歳	(良・不良・死亡)	(有・無)	(電話090-1234-5678)	
児童の 保育 状況	両親の状況							
	☐ 母子・父子家庭 → ☐ 離婚（ 年 月 ） ☐ 配偶者死亡（ 年 月 ） ☐ 未婚 ☐ 父母が別居中または行方不明 → ☐ 離婚調停中 ☐ 単身赴任中 ☐ その他（ ） ☐ 両親無し ※離婚調停中の方は離婚調停中であることが分かる書類（家庭裁判所発行）を添付							
児童の 保育 状況	1 保育施設以外 保育者 ☐ 父 ☐ 母 ☐ 祖父母 ☐ その他（ ） 保育場所 ☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ その他（ ）							
	2 保育施設に入所 ☐ 認可外保育施設 ☐ 企業主導型保育施設 ☐ その他（ ） 所在市区町村名 蕨市 施設名 塚越病院院内保育ルーム 令和 6 年 3 月から							
3 その他（ ）								

希望園が第13希望以上ある場合の記載はこちら

(表面)

蕨市教育・保育給付認定申請書

提出日 令和6年 11月 1日

蕨市長 あて

申込み窓口に来る保護者の氏名をご記入ください。通知等の宛名は、こちらに記載された保護者名でお送りします。ただし、すでに兄弟姉妹が保育園を利用している場合は、同じ保護者名をご記入ください。また、「保育園入園申込書（児童台帳）」の保護者名とも一致させてください。

保護者住所 蕨市中央5-14-15

保護者氏名 蕨 けやき

電話番号（父）000-1234-5678

電話番号（母）000-9876-5432

次のとおり教育・保育給付認定について申請します。

申請児童	(フリガナ) 氏名		生年月日 個人番号	性別	障害者手帳の有無					
	ワラビ ニチニチソウ	蕨 日日草	令和5年 3 月 4 日 0000 0000 0000							
教育・保育給付 認定証番号	申請児童のマイナンバーをご記入ください。		※既に認定を受けている場合記入							
保育の希望の有無（※）	有	保護者の労働又は疾病等の理由により、保育所等において保育の利用を希望する場合（幼稚園等と併願の場合を含む。）								
	無	幼稚園等の利用を希望する場合（保育所等と併願の場合を除く。）								

※「保育所等」とは、保育所、認定こども園（保育部分）、地域型保育（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）をいいます。

※「幼稚園等」とは、幼稚園、認定こども園（教育部分）をいいます。

①世帯の状況

申請児童を除いた、同居者全員をご記入ください。（住民登録上、世帯が分かれている方も記入してください。）

生年月日の下に、それぞれのマイナンバーをご記入ください。

区分	(フリガナ) 氏名	申請児童との続柄	生年月日 個人番号	職業、学校名等	前年度分 (当該年度分) 市町村民税 課税の有無	蕨市における 住民票の有無
申請児童の世帯員 (申請児童を除く。)	ワラビ けやき	父	平成3年 5月 6日 0000 0000 0001	会社員	有・無	有・無
	蕨 けやき					
	ワラビ サツキ	母	平成2年 7月 8日 0000 0000 0002	看護師	有・無	有・無
	蕨 さつき					
	ワラビ ワラフ	兄	平成28年 9月 10日 0000 0000 0003	北小学校	有・無	有・無
	蕨 和楽武					
			年 月 日		課税の方は「有」、非課税の方は「無」に○をつけてください。	有・無
	保育料の算定のため、父母およびそれ以外の扶養義務者（家計の主宰者である場合に限る。）の状況をご記入ください。				有・無	有・無
申請児童との続柄		前年1月1日の住所		今年1月1日の住所		
父・母・その他（ ）		群馬 都府 道 片品 市町 区 村		埼玉 都府 道 蕨 市町 区 村		
父・母・その他（ ）		群馬 都府 道 片品 市町 区 村		埼玉 都府 道 蕨 市町 区 村		

(裏面)

②利用を希望する期間

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から 令和 11 年 3 月 31 日まで
-----------	-------------------------------------

保育の必要性の事由のいずれか一か所にチェックをつけてください。
産休や育児休業中の方は、「妊娠・出産」ではなく、「就労」に
チェックを付けてください。

③保育を必要とする理由等

※保護者の労働又は疾病等の理由により保育所等において保育の利用を希望する場合に記入してください。

申請児童との続柄	保育を必要とする理由	備考
① 父 ・ 母 その他 ()	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	
父 ・ ② 母 その他 ()	☒ 就労 ☐ 妊娠・出産 ☐ 疾病・障害 ☐ 看護・介護 ☐ 災害復旧 ☐ 求職活動 ☐ 就学 ☐ その他 ()	
生活保護		家庭の状況
☐ 受けている (開始日 年 月 日) ☒ 受けていない		☐ ひとり親家庭 ☒ 左記以外
利用希望曜日		利用希望時間
③ 月 ・ ④ 火 ・ ⑤ 水 ・ ⑥ 木 ・ ⑦ 金 ・ 土		7 時 50 分から 18 時 15 分まで

保育園入園申込書（児童台帳）の記載内容と一致させてください。利用希望時間は、第1希望の保育園に入園した場合の希望時間をご記入ください。

④税情報等の提供に当たっての署名欄

施設型給付費・地域型保育給付費等の支給要件の該当性等を審査するため、市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。

保護者氏名

藤 けやき

表面の保護者に記載のある方が、ボールペンなど消えないインクで署名してください。

左の欄に該当する方は必ずチェックを付け、必要事項を記入してください。
この確認書の記載内容に基づき、利用調整指数や保育料の算定を行います。

確認書 1

児童名

チェックし、必要事項を記入してください。

保育の必要性の確認および利用調整指数や保育料の算定に反映します。

☐ 育児休業中の方

<全員がチェック>

☐ 保育園の入園が決まった場合は、入園月の末日までに必ず仕事に復帰し、速やかに就労証明書を提出することを誓約します。退職などにより仕事に復帰せず、また他の保育の必要性の事由もない場合は、退園となることを承諾します。

<いずれかにチェック>

☐ 直ちに復職希望

☐ 希望する保育所等に入所できない場合は、育児休業の延長も許容できる。
※ 利用調整指数を0点にします。

☐ 保育予約制利用の希望

- ・ 4月入園受付のみ
- ・ 公立保育園0歳児クラスのみ
- ・ 入園予定月は原則変更できません

転園申込みを含め、同時に2人以上申込み場合は、必ず記入してください。2つ目のチェック欄は、認可保育園の場合は同園優先だが、小規模園の場合は順位優先にしてほしい等、細かい希望があれば申込みの際に係員にお伝えください。必ずご希望に添えるとは限りませんが、利用調整の際に参考にさせていただきます。

☐ 同時に2人以上申込み
※ 転園申込みを含む

父実家・母実家・その他のいずれかに○を付け、ご実家以外の場合は、()内に「賃貸物件」等、詳細をご記入ください。また、実家等への転入以外の方は、賃貸借契約書等のコピーも忘れずに提出してください。

☐ 蕨市へ転入予定の場合

☐ 公立保育園の0歳児クラスへの入園申込みにあたり、保育予約制を希望します。また、下記事項を了承して順守することを誓約します。

1. 以下の場合には内定取り消しとなることを承諾します。

- ・ 出産予定で申込んでいた方が、令和7年4月2日以降に出産した場合
- ・ 入園予定月の前に入園予定児童の次子を妊娠または出産するなどして、育児休業を延長もしくは新たに産休や育児休業を取得する場合
- ・ 予約期間内に他の保育園（認可外保育園を含む）等に入園した場合
- ・ 入園予定月の前に市外へ転出した場合
- ・ 入園前の面接を受けなかった場合

2. 入園した月の月末までに育児休業等が終了し、就労証明書を提出しない場合、退園となることを承諾します。

3. 5月以降は保育予約制が適用されないことを承諾します。

4. 保育予約制の利用を解除する場合、直ちに子ども未来課に連絡します。
※ 予約制の利用の解除については保育園の状況等により対応できない場合があります。

■ 入園(復職)予定月は、 年 月 です。

保育予約制を申し込む方は、こちらに入園(復職)予定月を記入してください。
入園予定月は、原則変更できません。

☐ 以下のとおり申込みを行います。(該当するものに○)

時期制限	同時期に入園できるまで空き待ちをする	一人でも入園できる場合は入園する
同一園に入園できるまで空き待ちをする	同時期 同園	別時期許容 同園
別々の園でも入園する	同時期 別園許容	別時期許容 別園許容

☐ 別々の園でも入園するが、希望順位の低い園であれば同一園に入園できる場合は、同一園への入園を希望します。

☐ 入園する月の前月末日までに蕨市内の下記の住所に転入(住民登録)し、蕨市様式の申込書類を使用し、改めて申請手続きをすることを誓約します。手続きが完了しない場合、内定が取り消しとなることを承諾します。

転入先住所	蕨市
-------	----

父実家・母実家・その他()

※ 実家等への転入以外の方は、賃貸借契約書、売買契約書等のコピーをご提出ください。

◆裏面へ続きます◆

確認書 1 (裏面)

☐ 求職活動中の申込みの誓約 ・起業準備の方は「求職活動」を「起業準備」と読み替えてください。 ・1 カ月あたりの就労時間が 64 時間未満の方もご記入ください。	☐ 保育園に入園後は、2 カ月以内に就労し、速やかに就労証明書を提出することを誓約します。入園後 2 カ月以内に就労せず、また他の保育の必要性の事由もない場合は、退園となることを承諾します。 ☒ 現在の求職活動状況は以下のとおりです。 ☐ 採用見込の予定である（具体的に ） ☐ 現在求職活動中である <table border="1" data-bbox="611 405 1457 573"> <tr> <td data-bbox="611 405 810 533">求職活動の方法</td> <td data-bbox="810 405 1457 533"> ☐ ハローワークへ登録（登録番号 ） ☐ 派遣会社への登録 ☐ 求職サイトへの登録 ☐ その他（ ） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="611 533 810 573">雇用形態</td> <td data-bbox="810 533 1457 573">正社員・派遣社員・パート・その他（ ）</td> </tr> </table> ☐ 現在は育児で求職活動ができないため保育園入園後に求職活動を行う ☒ R7 年 4 月 1 日時点で入園保留の場合、求職活動は以下のとおりとします。 ☐ 求職活動は休止し、保育園入園後に求職活動を行う ☐ 求職活動を継続する（←証明書	求職活動の方法	☐ ハローワークへ登録（登録番号 ） ☐ 派遣会社への登録 ☐ 求職サイトへの登録 ☐ その他（ ）	雇用形態	正社員・派遣社員・パート・その他（ ）												
求職活動の方法	☐ ハローワークへ登録（登録番号 ） ☐ 派遣会社への登録 ☐ 求職サイトへの登録 ☐ その他（ ）																
雇用形態	正社員・派遣社員・パート・その他（ ）																
☐ 看護・介護状況の申告	☐ 看護・介護の必要な親族の状況は <table border="1" data-bbox="568 786 1457 1025"> <thead> <tr> <th>氏名</th> <th>続柄</th> <th>年齢</th> <th>歳</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 846 762 898">入院</td> <td data-bbox="762 846 1082 898">付添いの必要な日数・時間</td> <td data-bbox="1082 846 1241 898">1 週間</td> <td data-bbox="1241 846 1457 898">日、1 日 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 898 762 949">通院・通所</td> <td data-bbox="762 898 1082 949">付添いの必要な日数・時間</td> <td data-bbox="1082 898 1241 949">1 週間</td> <td data-bbox="1241 898 1457 949">日、1 日 時間</td> </tr> <tr> <td data-bbox="568 949 762 1025">在宅看護・介護の状況</td> <td colspan="3" data-bbox="762 949 1457 1025">全介助（食事・入浴・排泄）／一部介助（食事・入浴・排泄） 在宅での看護・介護に必要な時間：1 週間 日、1 日 時間</td></tr> </tbody> </table>	氏名	続柄	年齢	歳	入院	付添いの必要な日数・時間	1 週間	日、1 日 時間	通院・通所	付添いの必要な日数・時間	1 週間	日、1 日 時間	在宅看護・介護の状況	全介助（食事・入浴・排泄）／一部介助（食事・入浴・排泄） 在宅での看護・介護に必要な時間：1 週間 日、1 日 時間		
氏名	続柄	年齢	歳														
入院	付添いの必要な日数・時間	1 週間	日、1 日 時間														
通院・通所	付添いの必要な日数・時間	1 週間	日、1 日 時間														
在宅看護・介護の状況	全介助（食事・入浴・排泄）／一部介助（食事・入浴・排泄） 在宅での看護・介護に必要な時間：1 週間 日、1 日 時間																
☐ 生計中心者の失業の申告	☐ 生計中心者（父・母・その他）の失業により就業の必要があります。 ※ 上記に該当する方は、添付書類等により状況を確認の上、利用調整指数に反映します。																
☐ 申込み時点で保育を必要とする理由等を証明する書類が提出できない場合	☐ 保育園の入園が内定した場合は、入園月の前月末までに必ず保育を必要とする理由等を証明する書類を提出することを誓約します。また、当該書類を提出できない場合には、内定取り消しとなることを承諾します。																
☐ 居宅内労働内容の申告 ・就労証明書の勤務先所在地と住所が同一の方	☐ 就労証明書の本人就労先事業所の住所と本内容は店舗での接客や居宅外での勤務が中 ☐ 就労証明書の本人就労先事業所の住所と本ワークの実施によるものです。 ※ 上記に該当する方は、居宅外の外勤・自営として利用調整指数を付けます。																
☐ 保育士等の子どもの優先入園の希望	☐ 私は、保育士、保健師、看護師、准看護師として、蕨市または戸田市の市域に所在する保育所、小規模保育事業所、事業所内保育事業所において、入園する日から起算して3年以上勤務する退職した場合などは退園となることを承諾 ☐ 欄へのチェックとともに、就労証明書および保育士証等資格を確認する書類を確認の上、利用調整指数に反映します。 ※戸田市内の保育所等に勤務する方は、月20日以上かつ1日6時間以上の保育を行う方（予定を含む）に限ります。																
☐ 外国籍の方の状況	☐ 同居の家族のうち外国籍の家族は以下のとおり <table border="1" data-bbox="568 1753 1098 1832"> <thead> <tr> <th></th> <th>父</th> <th>母</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="568 1794 639 1832">国名</td> <td data-bbox="639 1794 922 1832"></td> <td data-bbox="922 1794 1098 1832"></td> </tr> </tbody> </table> ※ 父母およびその他の同居保護者の在留カードのコピー（表面と裏面）をご提出ください。		父	母	国名												
	父	母															
国名																	

◆本書記載事項について、よく確認したうえで申込みを行います。

保護者署名

記載事項についてよく確認したうえで、保護者の直筆で署名してください。

記入要領

蕨市長、蕨市福祉事務所長 宛

※蕨市ホームページ内に
就労証明書（エクセル
ファイル）があります
のでご利用ください。

就労証明書は、勤務先の代表者または担当部署の方が記入してください。記入漏れがないようご確認ください。記載内容に不明な点等があった場合は、右記、担当者にご連絡する場合があります。
虚偽の内容があった場合は、内定取り消しとなり、勤務先事業者等に無断で作成・変更を行ったときには、刑法上の罪に問われることがあります。

西暦	年	月	日
—	—	—	—
先	—	—	—

社印は不要です。

下記の内容について、事実であること

※本証明書の内容について、就労先事業者等に無断で作成し又は変更を行ったときは

いずれか1か所にチェックしてください。

No.	項目	記載欄
1	業種	☐ 農業・林業 ☐ 漁業 ☐ 鉱業・採石業・砂利採取業 ☐ 建設業 ☐ 製造業 ☐ 電気・ガス・熱供給・水道業 ☐ 情報通信業 ☐ 運輸業・郵便業 ☐ 卸売業・小売業 ☐ 金融業・保険業 ☐ 不動産業・物品賃貸業 ☐ 学術研究・専門・技術サービス業 ☐ 飲食サービス業 ☐ 生活関連サービス業・娯楽業 ☐ 医療・福祉 ☐ 教育・学習支援業 ☐ 公務 ☐ その他()
2	フリガナ 本人氏名	生年月日 年 月 日
3	雇用(予定)期間等	☐ 無期 ☐ 有期 期間 (無期の場合は雇用開始日のみ) 年 月 日 ~ 年 月 日
4	本人就労先事業所	名称 住所
6	就労時間 (固定就労の場合) 就労時間 (変則就労の場合)	☐ 正社員 ☐ 非常勤・臨時職員 ☐ 役員 ☐ その他() 分 (うち休憩時間 分) 週間 日 うち休憩時間 (分) うち休憩時間 (分) うち休憩時間 (分) うち休憩時間 (分) 主な就労時間帯・シフト時間帯 時 分 ~ 時 分 (うち休憩時間 分)
7	就労実績 ※日数に有給休暇を含み、 時間数に休憩・残業時間を含む	年月 年 月 年 月 年 月 年 月 日/月 時間/月 日/月 時間/月 時間/月 時間/月
8	産前・産後休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月 日 ~
9	育児休業の取得 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 期間 年 月 日 ~ 年 月
10	産休・育休以外の休業の 取得	☐ 取得予定 ☐ 取得中 ☐ 取得済み 理由 ☐ 介護休業 期間 年 月 日 ~ 年 月
11	復職(予定)年月日	☐ 復職予定 ☐ 復職済み 年 月 日
12	育児のための短時間 勤務制度利用有無 ※取得予定を含む	☐ 取得予定 ☐ 取得中 期間 年 月
13	保育士等としての勤務実態 の有無	病気休暇や介護休暇等、産休・育休以外の理由 で休職中の場合はこちらにご記入ください。
14	(雇用契約の)満了後の 更新の有無	☐ 有 ☐ 有(予定) ☐ 無 ☐ 未定
15	入所内定時育休短縮可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
16	育休延長可否	☐ 可 ☐ 可(予定) ☐ 否
17	単身赴任期間(予定含む)	年 月 日 ~ 年 月 日
18	備考欄	旧帝大 生年月日 施設名および利用状況 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 年 月 日 生年月日 施設名および利用状況 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 年 月 日 生年月日 施設名および利用状況 ☐ 利用中 ☐ 申込中(第一希望) 年 月 日

記入もれ
に注意

実際に勤務する場所の名称・
住所をご記入ください。

記入もれに注意

病気休暇や介護休暇等、産休・育休以外の理由
で休職中の場合はこちらにご記入ください。

・直近3カ月の就労実績を有給休暇、休憩、残業時間含めてご記入ください。産休中、育児休業中の方は産前休業前の就労実績を記入してください。また、病休などにより、就労実績が少なくなっている場合は、影響がなかった月の就労実績を記入してください。
・「就労時間」よりも「就労実績」が全て(3カ月分)下回っている場合は、「就労実績」(記載されている中で就労実績が一番多い月)を基に指数を付けますので、ご注意ください。
・「就労実績」が下回っている理由がある場合は、備考欄にご記入ください。

・テレワークなど、特記事項がありましたら、備考欄にご記入ください。
・「就労実績」が下回っている理由がある場合は、備考欄にご記入ください。

今回、お申込みのお子さんおよび保育園や留守家庭児童指導室などに
在籍しているお子さんについてご記入ください。

17. 蕨市保育園一覧

蕨市内認可保育園一覧表

(0～5歳児対象)



令和7年4月1日より

保育園名		住所・電話番号	定員	受入年齢	開所時間(延長含む)
公立	①さくら保育園	中央2-13-12 048-432-3707	各園 120	6カ月～	月曜～土曜 7時30分～19時
	②みどり保育園	北町3-1-27 048-443-5000			
	③たんぽぽ保育園	塚越5-6-5 048-442-2824			
	④さつき保育園	錦町2-7-11 048-443-6414			
	⑤くるみ保育園	南町2-20-1 048-442-5699		57日～	
私立	⑥けやき保育園	中央1-23-8 2階 048-443-2233	67	6カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
	⑦アートチャイルドケアわらび	錦町1-17-24 048-434-6123	105	57日～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
	⑧けやきの森保育園蕨園	塚越7-17-3 048-434-5567	110	57日～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
	⑨ニチイキッズわらび保育園	北町1-19-10 048-430-0065	66	57日～	平日 7時30分～20時 土曜 7時30分～18時30分
	⑩メリーポピンズ蕨北町ルーム	北町1-26-4 048-430-7836	40	★1歳児～	月曜～土曜 7時00分～20時
	⑪蕨すこやか保育園	錦町3-3-5 048-229-4310	60	★1歳児～	平日 7時～20時 土曜 7時～18時30分
	⑫さくらさくみらい 蕨	中央1-20-15 048-452-8721	60	57日～	月曜～土曜 7時～19時
	⑬蕨ゆたか保育園	中央3-5-7 048-420-9195	88	57日～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
	⑭蕨錦町ゆたか保育園	錦町3-8-5 048-430-3005	69	57日～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
	⑮わらび星の子保育園	塚越1-12-2 048-299-2399	69	57日～	平日 7時～19時 土曜 7時～18時

★・・・令和6年4月1日以前に生まれた児童

蕨市内小規模保育園一覧表

(0～2歳児対象)



令和7年4月1日 より

保育園名(全て私立)	住所・電話番号	定員	受入年齢	開所時間(延長含む)
①ひまわり保育園【A型】	塚越2-4-6 048-442-7305	19	57日～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
②あいの木保育園【A型】	塚越7-21-8 クレド西川口106 048-229-7084	18	57日～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
③エバーキッズ蕨保育園【B型】	中央1-11-7 アオイビル1階 048-445-8451	17	6カ月～	月曜～土曜 7時30分～18時30分
④ひなた保育園蕨園【A型】	中央3-5-1 中央マンション1階 048-433-1419	19	3カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
⑤保育ルームのぞみ【A型】	中央5-20-23 アネックスアイ102 048-443-2059	19	42日～	月曜～土曜 7時30分～18時30分
⑥つかさ保育園蕨市わらび園【A型】	南町2-21-7 メゾンカトレア1階/201号 048-447-4684	19	6カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
⑦保育ルームFelice 蕨園【A型】	中央3-19-8 富双ビル2階 048-447-1119	19	3カ月～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
⑧サンロード保育園【B型】	塚越1-9-19 080-2346-9192	15	3カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
⑨つかさ保育園蕨市わらび第二園【A型】	錦町6-15-30 オークハイツ1階 048-437-8190	19	6カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
⑩キッズフィールドわらび北町園【A型】	北町1-8-5 048-242-5251	12	3カ月～	平日 7時30分～19時 土曜 7時30分～18時30分
⑪保育ルームFelice 蕨Ⅱ園【A型】	中央3-19-8 富双ビル1階 048-280-6179	17	3カ月～	平日 7時30分～19時30分 土曜 7時30分～18時30分
⑫えなぎ保育園【A型】	中央5-9-3 蕨中央ビル101号 048-431-7720	19	58日～	月曜～土曜 7時30分～18時30分
⑬こまどり保育室【B型】	南町3-16-9 048-442-6588	15	5カ月～	月曜～土曜 7時30分～18時30分

【A型】：児童の人数に応じて必要な保育従事者が全員保育士

【B型】：児童の人数に応じて必要な保育従事者の 1/2 以上が保育士